

社会保障審議会障害者部会

第136回(R5.6.23)

参考資料3

令和3年度 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

令和5年3月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活支援推進室

令和3年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に
基づく対応状況等に関する調査結果報告書

目次

調査の概要	1
調査結果	3
1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等	3
(1) 相談・通報件数	3
(2) 相談・通報・届出者	3
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	4
(4) 事実確認の状況	4
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	6
(6) 事実確認調査の結果	6
(7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況	7
(8) 虐待行為の種類と程度	8
(9) 被虐待者の状況	9
(10) 虐待者の状況	11
(11) 虐待の発生要因等	12
(12) 虐待への対応策	13
(13) 虐待等による死亡事例	14
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等	15
2-1 市区町村における対応状況等	15
(1) 相談・通報件数	15
(2) 相談・通報・届出者	15
(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績	16
(4) 市区町村における事実確認の状況	16
(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績	18
(6) 都道府県への報告	18
(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況	18
(8) 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況	19
(9) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況	20
(10) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況	20
2-2 都道府県における対応状況等	21
(1) 市区町村からの報告事例	21
(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例	21
(3) 都道府県が直接把握した事例	21
(4) 虐待の事実が認められた事例件数	22
2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について	23
(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況	23
(2) 虐待行為の種類と生命・身体・生活への影響の程度	24

(3) 被虐待者の状況	24
(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況	25
(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応	27
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	27
(7) 虐待等による死亡事例	28
3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等	29
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	29
(2) 相談・通報・届出者（複数回答）	29
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等	29
(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数	29
(2) 相談内容に該当する機関	29
(3) 相談の対応状況	30
5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について	31
(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	31
(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況	34
参考資料1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較	37
参1-1 養護者による障害者虐待	37
参1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	39
参考資料2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）	41
参2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	41
参2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況	48

調査の概要

【調査目的】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）の施行（平成24年10月1日）を受けて、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,741市区町村及び47都道府県を対象に、令和3年度中（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に相談・通報（本人による届出を含む。以下同じ。）があった障害者虐待に関する事例について、主として以下の項目で構成される調査を行った。

○市区町村対象の調査

1. 養護者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - (3) 事実確認の状況と結果
 - (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - (5) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況
 - (6) 虐待行為の種類と程度
 - (7) 被虐待者等の状況
 - (8) 虐待への対応策
 - (9) 死亡事例
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
 - (2) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績
 - (3) 事実確認の状況と結果
 - (4) 虐待の有無の判断を行う体制と実績
 - (5) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援や虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況
 - (6) 支給決定自治体として虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例における利用者や施設・事業所に行った支援の状況
3. 使用者による障害者虐待
 - (1) 相談・通報件数及び相談・通報者
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
 - (1) 相談・通報件数及び相談内容に該当する機関
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況

○都道府県対象の調査

1. 市区町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報件数
3. 1及び2における具体的内容（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）
虐待があった施設等の種別、虐待行為の種類、被虐待者等の状況、行政の対応等
4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等
5. 障害者虐待対応に関する体制整備の状況
6. 虐待等による死亡事例の状況（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）

【用語解説】

「養護者」とは、

- ・ 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・ 「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定するのぞみの園

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・ 障害者を雇用する事業主、又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数（表1、表2）

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、7,337件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が7,300件、都道府県が受け付けた件数が37件であった。

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	422	東京都	401	滋賀県	150	香川県	52
青森県	53	神奈川県	420	京都府	159	愛媛県	32
岩手県	37	新潟県	204	大阪府	1,454	高知県	29
宮城県	144	富山県	50	兵庫県	380	福岡県	124
秋田県	19	石川県	91	奈良県	29	佐賀県	37
山形県	38	福井県	32	和歌山県	67	長崎県	44
福島県	75	山梨県	33	鳥取県	28	熊本県	162
茨城県	48	長野県	72	島根県	30	大分県	70
栃木県	28	岐阜県	61	岡山県	110	宮崎県	113
群馬県	58	静岡県	115	広島県	142	鹿児島県	101
埼玉県	510	愛知県	531	山口県	33	沖縄県	113
千葉県	338	三重県	70	徳島県	28	合計	7,337

市区町村が受け付けた件数が7,300件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は89.0%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は11.0%であった。

表2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	6,500	800	7,300
構成割合	89.0%	11.0%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた7,300件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表3-1、表3-2）

「警察」が46.5%と最も高く、次いで「本人による届出」が13.4%、「相談支援専門員」が12.3%、「施設・事業所の職員」が11.3%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数7,337件に対する割合を記載している。

表 3-1 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設・事業所の職員	虐待者自身	警察
件数	980	226	156	19	206	33	902	829	17	3,411
構成割合	13.4%	3.1%	2.1%	0.3%	2.8%	0.4%	12.3%	11.3%	0.2%	46.5%

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計
件数	335	113	20	258	61	7,566
構成割合	4.6%	1.5%	0.3%	3.5%	0.8%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数7,337件に対するもの

表 3-2 本人による届出の内訳

	主たる障害が身体障害の者	主たる障害が知的障害の者	主たる障害が精神障害の者	主たる障害が発達障害の者	主たる障害が難病の者	主たる障害がその他の者	主たる障害は不明の者	合計
件数	187	225	510	32	3	1	22	980
構成割合	19.1%	23.0%	52.0%	3.3%	0.3%	0.1%	2.2%	100.0%

(注)構成割合は、本人による届出件数980件に対するもの

(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 4)

対応方針（初動対応）を協議した事例件数 7,317 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 96.6%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 78.1%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 14.7%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 12.1%であった。

表 4 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数		7,317	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	7,069	96.6%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,715	78.1%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,079	14.7%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	883	12.1%

(注)構成割合は、対応方針（初動対応）を協議した事例件数の総数7,317件に対するもの。

(4) 事実確認の状況（表 5、表 6、表 7）

市区町村の対応状況をみると、市区町村又は都道府県において受け付けた相談・通報 7,337 件と昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 176 件を加えた 7,513 件のうち「事実確認調査を行った」が 6,339 件（84.4%）、「事実確認調査を行っていない」が 1,174 件（15.6%：都道府県において明らかに虐待でないと判断した事例 20 件を含む）であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は107件（1.7%）であった。

法第11条に基づく立入調査以外の事実確認調査のうち、「訪問調査による事実確認を行った事例」が2,623件（42.1%）、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が3,609件（57.9%）であった。

事実確認を行っていない事例1,174件の内訳は、「（都道府県又は市区町村において）相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が875件（74.5%）であった。

表5 事実確認の実施状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	6,339	84.4%
立入調査（法第11条）以外の方法により事実確認調査を行った事例	6,232	（98.3%）
訪問調査により事実確認を行った事例	2,623	[42.1%]
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	3,609	[57.9%]
法第11条に基づく立入調査により事実確認を行った事例	107	（1.7%）
（立入調査のうち）警察が同行した事例	29	[27.1%]
（立入調査のうち）警察に援助要請はせず、市区町村単独で実施した事例	78	[72.9%]
事実確認調査を行っていない事例	1,174	15.6%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	875	（74.5%）
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	120	（10.2%）
他部署等への引継ぎ	179	（15.2%）
合計	7,513	100.0%

（注）構成割合は、相談・通報件数7,337件と、前年度市区町村が検討中とした事例176件を加えた7,513件に対するもの。

相談・通報・届出を受けてから事実確認を行うまでの日数は、「0日（当日）」が48.4%、「1日（翌日）」が14.5%であった。「2日」までを合わせ48時間以内に事実確認を行った割合は67.4%、一方、事実確認を行うまでに3日以上の日数を要した割合は32.6%であった。

表6 事実確認を行うまでの日数

	0日 （当日）	1日 （翌日）	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	3,065	918	288	911	544	235	112	266	6,339
構成割合	48.4%	14.5%	4.5%	14.4%	8.6%	3.7%	1.8%	4.2%	100.0%

（注）構成割合は、事実確認調査を行った事例6,339件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「障害福祉サービス等に関する相談や質問」が3.4%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が17.6%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が52.2%、「その他」が25.9%であった。

表7 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
障害福祉サービス等に関する相談や質問	30	3.4%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらなると考えられる事例	154	17.6%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	457	52.2%
その他	227	25.9%

（注）構成割合は、事実確認調査不要と判断した事例875件に対するもの。

(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績 (表 8)

虐待の有無の判断を行った協議件数 6,339 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 95.9%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 80.7%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 16.5%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 13.7%であった。

表 8 虐待の有無の判断を行う体制と実績 (複数回答)

		件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数		6,339	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	6,082	95.9%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	5,116	80.7%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	1,048	16.5%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	869	13.7%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例6,339件に対するもの。

(6) 事実確認調査の結果 (表 9-1、表 9-2、表 10、表 11)

事実確認調査の結果、市区町村が「虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例」(以下、虐待判断事例という。)の件数は 1,994 件であり、事実確認調査を行った件数の 31.5%を占めた。

表 9-1 事実確認調査の結果

	件数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと考えられたと判断した事例	1,994	31.5%
虐待ではないと判断した事例	2,861	45.1%
虐待の判断に至らなかった事例	1,484	23.4%
合計	6,339	100.0%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った件数6,339件に対するもの。

表 9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	46	東京都	136	滋賀県	89	香川県	15
青森県	19	神奈川県	124	京都府	86	愛媛県	17
岩手県	9	新潟県	58	大阪府	176	高知県	13
宮城県	57	富山県	11	兵庫県	86	福岡県	34
秋田県	13	石川県	37	奈良県	10	佐賀県	18
山形県	15	福井県	9	和歌山県	44	長崎県	26
福島県	38	山梨県	7	鳥取県	6	熊本県	27
茨城県	9	長野県	27	島根県	8	大分県	11
栃木県	13	岐阜県	17	岡山県	41	宮崎県	12
群馬県	10	静岡県	51	広島県	43	鹿児島県	16
埼玉県	135	愛知県	169	山口県	14	沖縄県	35
千葉県	122	三重県	31	徳島県	4	合計	1,994

虐待ではないと判断した理由としては、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまらなると考えられる事例」が 37.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が 40.7%、「その他」が 25.3%であった。

表 10 虐待ではないと判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまらないと考えられる事例	1,073	37.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	1,165	40.7%
その他	723	25.3%

(注)構成割合は、虐待ではないと判断した事例2,861件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が 87.7%、「養護者による障害者虐待の『現に養護する者』や『被虐待者、障害者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が 4.2%、「その他」が 10.1%であった。

表 11 虐待の判断に至らなかった理由（複数回答）

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	1,302	87.7%
養護者による障害者虐待の「現に養護する者」や「被虐待者、障害者」の定義に当てはまるか確認できない事例	62	4.2%
その他	150	10.1%

(注)構成割合は、虐待の判断に至らなかった事例1,484件に対するもの。

(7) 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況（表 12-1、表 12-2）

表 9-1「虐待ではないと判断した事例」及び「虐待の判断に至らなかった事例」に関する支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 63.3%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「本人（相談者）や養護者に対する傾聴・助言」が 54.5%と最も高く、次いで「定期的な見守りの実施」が 32.9%、「本人（相談者）や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ」が 24.6%であった。

表 12-1 虐待ではないと判断した事例及び虐待の判断に至らなかった事例に関する支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	2,752	63.3%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	1,593	36.7%
合計	4,345	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待ではないと判断した事例+虐待の判断に至らなかった事例)4,345件に対するもの。

表 12-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
本人(相談者)や養護者に対する傾聴・助言	1,499	54.5%
本人(相談者)や養護者に対する情報提供・他部署へのつなぎ	676	24.6%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	7	0.3%
新たに障害福祉サービスを利用	164	6.0%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	215	7.8%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	66	2.4%
定期的な見守りの実施	906	32.9%
その他	96	3.5%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った2,752件に対するもの。

以下、表 9-1「市区町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、虐待判断事例という。）」の 1,994 件を対象に、虐待行為の種類や程度、被虐待者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（8）虐待行為の種類と程度

ア. 虐待行為の種類（複数回答）（表 13-1、表 13-2）

虐待行為の種類では、「身体的虐待」が 67.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 31.0%、「経済的虐待」が 15.8%、「放棄、放置」が 12.4%、「性的虐待」が 3.7%であった。なお、「身体的虐待」のうち「身体拘束」を含むものは 27 件であった。

被虐待者の性別にみると、男性に比べ女性では「身体的虐待」や「性的虐待」、「心理的虐待」の割合が高く、逆に男性では「放棄、放置」や「経済的虐待」の割合が高い。

※1 件の事例に対し、複数の虐待行為の種類に該当する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 1,994 件と一致しない。

表 13-1 虐待行為の種類（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	1,352	73	619	248	316	2,608
構成割合	67.8%	3.7%	31.0%	12.4%	15.8%	-

（注）構成割合は、虐待判断事例件数 1,994 件に対するもの。

表 13-2 被虐待者の性別にみた虐待行為の種類（複数回答）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計	
被虐待者の性別	男性	件数	438	2	191	106	122	859
	構成割合	65.3%	0.3%	28.5%	15.8%	18.2%	-	
女性	件数	914	71	428	142	194	1,749	
	構成割合	68.6%	5.3%	32.1%	10.7%	14.6%	-	

（注）構成割合は、被虐待者数（男性 671 人、女性 1,333 人）に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 14）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が 58.4%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が 29.4%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が 12.3%を占めた。

表 14 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	1,522	58.4%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	766	29.4%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	320	12.3%
合計	2,608	100.0%

（注）構成割合は、虐待行為の合計件数 2,608 件に対するもの。

ウ. 経済的虐待の内容（複数回答）（表 15）

経済的虐待の内容は、「障害年金」が 75.0%、「その他」が 42.1%を占めている。

※1 件の事例に対し、複数の経済的虐待行為の内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は経済的虐待判断事例件数 316 件と一致しない。

表 15 経済的虐待の内容（複数回答）

	障害年金	老齢年金	遺族年金	その他	合計
件数	237	4	4	133	378
構成割合	75.0%	1.3%	1.3%	42.1%	-

(注)構成割合は、経済的虐待が認められた事例件数316件に対するもの。

(9) 被虐待者の状況

1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,994件に対し被虐待者数は2,004人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表16、表17）

性別では「女性」が66.5%、「男性」が33.5%と、「女性」が全体の7割弱を占めていた。年齢階級別では「50～59歳」が22.5%と多く、次いで「40～49歳」が22.0%、「20～29歳」が20.4%であった。

表 16 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	671	1,333	2,004
構成割合	33.5%	66.5%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

表 17 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	145	409	341	441	450	170	48	0	2,004
構成割合	7.2%	20.4%	17.0%	22.0%	22.5%	8.5%	2.4%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表18）

被虐待者の障害種別では、「知的障害」が45.7%と最も多く、次いで「精神障害」が41.7%、「身体障害」が18.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数2,004人と一致しない。

表 18 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	366	916	836	82	60	2,260
構成割合	18.3%	45.7%	41.7%	4.1%	3.0%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表19、表20）

被虐待者2,004人のうち、障害支援区分のある者が全体の50.1%、障害支援区分がない者は48.2%であった。区分がある者のうち「区分2」が全体の11.8%、次いで「区分3」が11.3%、「区分4」が11.1%であった。

また、行動障害がある者が全体の27.7%を占めていた。

表 19 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	8	237	227	222	132	178	966	34	2,004
構成割合	0.4%	11.8%	11.3%	11.1%	6.6%	8.9%	48.2%	1.7%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

表 20 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	225	38	293	1,406	42	2,004
構成割合	11.2%	1.9%	14.6%	70.2%	2.1%	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）（表 21）

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が56.4%と最も多く、「自立支援医療」が29.3%であった。サービスの利用がない者は24.6%であった。

※1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数2,004人と一致しない。

表 21 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況（複数回答）

	障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市区町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計
人数	1,130	22	587	213	61	38	21	75	493	10	2,650
構成割合	56.4%	1.1%	29.3%	10.6%	3.0%	1.9%	1.0%	3.7%	24.6%	0.5%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表 22）

「虐待者と同居」が86.9%を占めている状況であった。

※虐待者が複数名でかつ同居と別居の場合があるため、合計件数は被虐待者数2,004人と一致しない。

表 22 虐待者との同居・別居の状況

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	1,741	235	29	2	2,007
構成割合	86.9%	11.7%	1.4%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 23）

「両親」と同居する者が14.5%、「その他」が13.8%、「配偶者」と同居する者が13.4%であった。両親あるいはどちらかの親と同居する者は、全体の48.9%を占めていた。

表 23 世帯構成

	単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母
件数	159	268	162	290	230	90	48	177
構成割合	7.9%	13.4%	8.1%	14.5%	11.5%	4.5%	2.4%	8.8%

	母・兄弟姉妹	兄弟姉妹	子	その他	不明	合計
件数	144	91	66	277	2	2,004
構成割合	7.2%	4.5%	3.3%	13.8%	0.1%	-

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

(10) 虐待者の状況

1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数1,994件に対し虐待者数は2,155人であった。以下、虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 24、表 25）

虐待者の性別では、「男性」が64.8%、「女性」が35.2%と、「男性」が全体の6割強を占めていた。年齢別階級では、「60歳以上」が38.1%と最も多く、次いで「50～59歳」が25.0%、「40～49歳」が17.7%の順であった。50歳以上の虐待者が全体の6割強を占めていた。

表 24 虐待者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	1,397	758	0	2,155
構成割合	64.8%	35.2%	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,155人に対するもの。

表 25 虐待者の年齢

	～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	8	124	213	382	539	820	69	2,155
構成割合	0.4%	5.8%	9.9%	17.7%	25.0%	38.1%	3.2%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,155人に対するもの。

イ. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 26）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が25.1%と最も多く、次いで「母」23.1%、「夫」16.8%、「兄弟」10.9%、「その他」10.4%、「姉妹」4.4%、「息子」3.9%の順であった。

表 26 被虐待者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)
人数	540	498	363	59	85	27	0	2
構成割合	25.1%	23.1%	16.8%	2.7%	3.9%	1.3%	0.0%	0.1%

	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
人数	235	95	10	13	225	3	2,155
構成割合	10.9%	4.4%	0.5%	0.6%	10.4%	0.1%	100.0%

(注)構成割合は、虐待者数2,155人に対するもの。

(11) 虐待の発生要因等

ア. 虐待の発生要因や状況（複数回答）（表 27-1、表 27-2）

市区町村等職員が判断した虐待者側の要因では、「虐待者が虐待と認識していない」が 42.3%で最も多く、次いで「虐待者の知識や情報の不足」が 25.6%となっている。

一方、被虐待者側の要因としては「被虐待者の介護度や支援度の高さ」が 25.1%で最も多く、「被虐待者の行動障害」も 15.9%を占めている。

家庭環境の要因としては、「家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が 42.5%で最も多く、次いで「家庭における経済的困窮（経済的問題）」も 15.5%となっている。

表 27-1 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	虐待者側の要因							
	虐待者の介護疲れ	虐待者の知識や情報の不足	虐待者の飲酒やギャンブル等への依存の影響	虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	虐待者が過去に虐待を行ったことがある	虐待者が虐待と認識していない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	虐待者側のその他の要因
人数	415	513	130	332	181	847	347	198
構成割合	20.7%	25.6%	6.5%	16.6%	9.0%	42.3%	17.3%	9.9%

表 27-2 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因や状況（複数回答）

	被虐待者側の要因			家庭環境の要因			
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の行動障害	被虐待者側のその他の要因	家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	家庭における経済的困窮（経済的問題）	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭におけるその他の要因
人数	504	319	189	851	311	290	73
構成割合	25.1%	15.9%	9.4%	42.5%	15.5%	14.5%	3.6%

(注) 構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

イ. 過去の虐待の有無（表 28）

被虐待者のうち、「虐待兆候は把握されていなかった」割合が全体の 53.0%を占めていた。一方、「過去に虐待と判断されていた」割合は 12.7%、「虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった」割合は 19.9%であった。

表 28 過去の虐待の有無

	過去に虐待と判断されていた	虐待と判断はされていないが虐待兆候の把握があった	虐待兆候は把握されていなかった	不明	合計
人数	254	398	1,063	289	2,004
構成割合	12.7%	19.9%	53.0%	14.4%	100.0%

(注) 構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

(12) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 29)

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」は701人(35.0%)であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない)」は945人(47.2%)であった。

表 29 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	701	35.0%
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	945	47.2%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	181	9.0%
その他	105	5.2%
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	72	3.6%
合計	2,004	100.0%

(注)構成割合は、被虐待者数2,004人に対するもの。

イ. 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)(表 30)

分離の有無に関わらず行った対応は、「養護者に対する助言・指導」が43.7%と最も多く、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が39.9%、「既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した」が17.3%、「被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用」が14.8%、「被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用」が4.3%であった。

表 30 分離の有無に関わらず行った対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減等のための事業参加に至った事例を除く)	845	43.7%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	10	0.5%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	285	14.8%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	335	17.3%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	83	4.3%
再発防止のための定期的な見守りの実施	770	39.9%
その他	131	6.8%
合計	2,459	-

(注)構成割合は、「現在対応について検討・調整中」の被虐待者数72人を除く1,932人に対するもの。

ウ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 31)

ア. のうち、分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が43.7%と最も多く、次いで「その他」が20.1%、「医療機関への一時入院」が15.3%、「利用契約又は措置以外の方法による一時保護」が11.8%、「身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が9.1%の順であった。

また、分離を行った事例のうち面会制限を行った事例は26.4%であったが、「やむを得ない事由等による措置」を行った被虐待者64人のうち36人(56.3%)に面会制限が行われていた。

表 31 分離を行った事例における対応の内訳

	人数	構成割合
契約による障害福祉サービスの利用	306	43.7%
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	64	9.1%
利用契約又は措置以外の方法による一時保護	83	11.8%
医療機関への一時入院	107	15.3%
その他	141	20.1%
合計	701	100.0%
分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例	185	26.4%

(注)構成割合は、分離を行った被虐待者数701人に対するもの。

エ. 成年後見制度等に関する対応

成年後見制度については「新たに成年後見制度を利用開始済み」が78人、「利用手続き中」が50人であり、これらを合わせた128人のうち、市町村長申立の事例は81人(63.3%)を占めていた。

また、「新たに日常生活自立支援事業の利用開始」は48人であった。

(13) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

2-1 市区町村における対応状況等

(1) 相談・通報件数（表 32、表 33）

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は、3,208件であった。そのうち、市区町村が受け付けた件数が3,011件、都道府県が受け付けた件数が197件であった。

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	136	東京都	329	滋賀県	86	香川県	41
青森県	26	神奈川県	160	京都府	45	愛媛県	15
岩手県	9	新潟県	40	大阪府	331	高知県	16
宮城県	58	富山県	21	兵庫県	145	福岡県	114
秋田県	17	石川県	15	奈良県	36	佐賀県	29
山形県	20	福井県	29	和歌山県	17	長崎県	38
福島県	22	山梨県	17	鳥取県	17	熊本県	26
茨城県	55	長野県	62	島根県	14	大分県	38
栃木県	29	岐阜県	36	岡山県	65	宮崎県	42
群馬県	68	静岡県	58	広島県	66	鹿児島県	33
埼玉県	171	愛知県	291	山口県	41	沖縄県	35
千葉県	161	三重県	64	徳島県	24	合計	3,208

市区町村が受け付けた件数が3,011件のうち、障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含め、障害者虐待担当部署での受理件数は85.5%、委託している市町村障害者虐待防止センターでの受理件数は14.5%であった。

表 33 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	市区町村における障害者虐待担当部署での受理件数 (障害者虐待防止センターを直営で運営している場合も含む)	市町村障害者虐待防止センターでの受理件数 (委託している場合のみ)	合計
件数	2,573	438	3,011
構成割合	85.5%	14.5%	100.0%

(注)構成割合は、市区町村で受け付けた3,011件に対するもの。

(2) 相談・通報・届出者（表 34）

「本人による届出」が16.5%と最も多く、次いで「当該施設・事業所_その他の職員」による通報が15.0%、「当該施設・事業所_設置者・管理者」による通報が14.3%、「家族・親族」による通報が10.4%であった。また、当該施設・事業所に着目すると、「サービス管理責任者」「サービス提供責任者」「児童発達支援管理責任者」からの通報の合計は4.6%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数3,208件に対する割合を記載している。

表 34 相談・通報・届出者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所職員			
									サービス管理責任者	サービス提供責任者	児童発達支援管理責任者	その他の職員
件数	530	335	100	2	54	9	268	460	130	7	9	480
構成割合	16.5%	10.4%	3.1%	0.1%	1.7%	0.3%	8.4%	14.3%	4.1%	0.2%	0.3%	15.0%
	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該施設・事業所で受け入れをしている実習生	他の施設・事業所の職員	当該市町村行政職員	警察	運営適正化委員会	居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	193	59	1	147	164	44	3	7	11	214	188	3,415
構成割合	6.0%	1.8%	0.0%	4.6%	5.1%	1.4%	0.1%	0.2%	0.3%	6.7%	5.9%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数3,208件に対するもの。

(3) 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績(表 35)

市町村が対応方針（初動対応）を協議した事例件数 3,199 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 93.7%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 83.9%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 12.3%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 10.6%であった。

表 35 相談・通報・届出内容に関する対応方針の協議（初動対応の決定）を行う体制と実績（複数回答）

		件数	構成割合
対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数		3,199	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	2,999	93.7%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	2,685	83.9%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	394	12.3%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	340	10.6%

(注)構成割合は、対応方針(初動対応)を協議した事例件数の総数3,199件に対するもの。

(4) 市区町村における事実確認の状況（表 36-1、表 36-2、表 36-3、表 36-4）

市区町村の対応状況をみると、市区町村において受け付けた相談・通報 3,011 件、都道府県から連絡のあった 188 件及び昨年度調査において相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定又はその要否を検討中の事例 87 件の計 3,286 件うち、「事実確認調査を行った」が 2,718 件 (82.7%)、「事実確認調査を行っていない」が 568 件 (17.3%)であった。

市区町村において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は 748 件 (27.5%)である。また、市区町村において「虐待の事実が認められなかった事例」が 943 件 (34.7%)、「虐待の判断に至らなかった事例」が 1,027 件 (37.8%)であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 327 件 (57.6%)、「後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例」が 180 件 (31.7%)であった。また、「都道府県へ事実確認調査を依頼」が 5 件 (0.9%)であった。

表 36-1 市区町村における事実確認の状況

	件数	構成割合
事実確認調査を行った事例	2,718	82.7%
虐待の事実が認められた事例	748	(27.5%)
虐待の事実が認められなかった事例	943	(34.7%)
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1,027	(37.8%)
事実確認調査を行っていない事例	568	17.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	327	(57.6%)
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例(確認中を含む)	180	(31.7%)
都道府県へ事実確認調査を依頼	5	(0.9%)
その他	56	(9.9%)
合計	3,286	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数(市区町村が直接受け付けた件数3,011件、都道府県から市区町村へ連絡された件数188件(同一事例で複数の市区町村に連絡された事例件数を含む)、昨年度、市区町村において検討中だった事例87件)の合計3,286件に対するもの。

虐待の事実が認められなかった理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなないと考えられる事例」が11.1%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が61.5%、「その他」が29.8%であった。

表 36-2 虐待の事実が認められなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなくと考えられる事例	105	11.1%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	580	61.5%
その他	281	29.8%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められなかった事例943件に対するもの。

虐待の判断に至らなかった理由としては、「被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例」が92.4%、「任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)」が1.0%、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまるか確認できない事例」が0.6%、「その他」が7.0%であった。

表 36-3 虐待の判断に至らなかった理由(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者や虐待者、関係者等からの聞き取りからは、虐待と判断するに足る情報を得られなかった事例	949	92.4%
任意の事実確認調査への協力が得られなかった(都道府県等、調査権限を持つ部署につないだ事例)	10	1.0%
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまるか確認できない事例	6	0.6%
その他	72	7.0%

(注)構成割合は、虐待の事実の判断に至らなかった事例1,027件に対するもの。

相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した理由としては、「施設虐待の『施設種別』や『虐待者』の定義に当てはまらなくと考えられる事例」が9.2%、「サービスに対する苦情等と考えられる事例」が16.5%、「相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例」が26.6%、「その他」が49.5%であった。

表 36-4 事実確認調査不要と判断した理由（複数回答）

	件数	構成割合
施設虐待の「施設種別」や「虐待者」の定義に当てはまらなと考えられる事例	30	9.2%
サービスに対する苦情等と考えられる事例	54	16.5%
相談・通報者の心配や、届出者の不平・不満と考えられる事例	87	26.6%
その他	162	49.5%

(注)構成割合は、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例327件に対するもの。

(5) 虐待の有無の判断を行う体制と実績（表 37）

虐待の有無の判断を行った協議件数（事実確認調査を行った事例）2,718 件のうち、「市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数」は全体の 93.2%、「市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数」は 82.9%であった。外部機関の職員の参加状況は、「委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数」が 13.4%、「基幹相談支援センター職員等のその他のメンバーが参加した事例件数」が 13.5%であった。

表 37 虐待の有無の判断を行う体制と実績（複数回答）

	件数	構成割合
虐待の有無の判断を行った協議の件数	2,718	-
参加者	市町村障害者虐待防止担当部署職員が参加した事例件数(直営の障害者虐待防止センター職員含む)	2,534 93.2%
	市町村障害者虐待防止担当部署管理職が参加した事例件数	2,252 82.9%
	委託先の障害者虐待防止センター職員が参加した事例件数	364 13.4%
	上記のメンバー以外(例:基幹相談支援センター職員等)が参加した事例件数	366 13.5%

(注)構成割合は、事実確認調査を行った事例2,718件に対するもの。

(6) 都道府県への報告（表 38）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関して、法第 17 条及び同法施行規則第 2 条の規定により、通報又は届出を受けた市区町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該障害者福祉施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

令和 3 年度において、市区町村から都道府県へ 768 件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 748 件、「更に都道府県による事実確認を行う必要がある」が 20 件であった。

表 38 市区町村が都道府県へ報告した件数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	748	97.4%
報告済み	748	(100.0%)
更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例	20	2.6%
市区町村で調査を行ったが虐待の事実の判断に至らず、都道府県に調査を依頼した事例	15	(75.0%)
市区町村で事実確認を行わず、都道府県に調査を依頼した事例	5	(25.0%)
合計	768	100.0%

(注)構成割合は、市区町村が都道府県に報告した件数768件に対するもの。

(7) 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況（表 39-1、表 39-2）

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する被虐待者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 42.5%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が58.2%と最も高く、次いで「サービス等利用計画を見直した」が32.1%であった。

表 39-1 支給決定自治体として被虐待者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	318	42.5%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった)	417	55.7%
支援内容の変更・継続や追加・見直しを検討中	13	1.7%
合計	748	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例748件に対するもの。

表 39-2 追加や見直しを行った支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	18	5.7%
サービス等利用計画を見直した	102	32.1%
障害福祉サービス以外のサービスを利用	4	1.3%
定期的な見守りの実施	185	58.2%
その他の保護(病院への一時入院等)	16	5.0%
その他	47	14.8%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った318件に対するもの。

(8) 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

(表 40-1、表 40-2)

表 36-1「虐待の事実が認められた事例」に関する虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況としては、「再発防止に向けた支援を行った」事例が77.3%であった。

再発防止に向けた支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり」が65.2%と最も高く、次いで「当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出」が28.0%、「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が24.2%であった。

表 40-1 支給決定自治体として虐待があった施設・事業所に行った再発防止に向けた支援の状況

	件数	構成割合
虐待があった施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った	578	77.3%
支援までは行っていない	159	21.3%
支援の必要性や支援内容等を検討中	11	1.5%
合計	748	100.0%

(注)構成割合は、虐待の事実が認められた事例748件に対するもの。

表 40-2 再発防止に向けた支援の内容(複数回答)

	件数	構成割合
虐待の発生要因の改善に向けたコンサルテーションの実施または専門機関等の派遣	37	6.4%
当該施設・事業所が開催する検証委員会や虐待防止委員会への自治体関係者の同席、開催結果報告・記録の提出	162	28.0%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員・利用者の状況等の確認、聞きとり	377	65.2%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	140	24.2%
他の施設・事業所の取組紹介や情報提供、他の施設等との交流、自立支援協議会への参加等のつなぎ・情報提供	28	4.8%
その他	130	22.5%

(注)構成割合は、虐待があった施設・事業所への再発防止に向けた支援を行った578件に対するもの。

(9) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者への支援の見直しの状況（表 41-1、表 42-2）

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する利用者への支援の状況としては、「支援内容の追加や見直しを行った」事例が 40.7%であった。

追加や見直しを行った支援の内容としては、「定期的な見守りの実施」が 55.4%と最も高く、次いで「利用者に対する傾聴・助言」が 50.2%であった。

表 41-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における利用者に行った支援の状況

	件数	構成割合
支援内容の追加や見直しを行った	801	40.7%
現在の支援内容を継続することとした(支援内容の見直しや新たな利用には至らなかった) ※支援状況不明を含む	1,169	59.3%
合計	1,970	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)1,970件に対するもの。

表 41-2 追加や見直しを行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
利用者に対する傾聴・助言	402	50.2%
サービス等利用計画を見直した	127	15.9%
定期的な見守りの実施	444	55.4%
その他	61	7.6%

(注)構成割合は、支援内容の追加や見直しを行った801件に対するもの。

(10) 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況（表 42-1、表 42-2）

表 36-1「虐待の事実が認められなかった事例」「虐待の判断に至らなかった事例」に関する施設・事業所に行った支援の状況としては、「施設・事業所へ支援を行った」事例が 56.9%であった。

支援の内容としては、「当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員の状況等の確認、聞きとり」が 74.6%と最も高く、次いで「当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席」が 20.1%であった。

表 42-1 支給決定自治体として「虐待の事実が認められなかった事例」、「虐待の事実の判断に至らなかった事例」における施設・事業所に行った支援の状況

	件数	構成割合
施設・事業所へ支援を行った	1,121	56.9%
支援までは行っていない ※支援状況不明を含む	849	43.1%
合計	1,970	100.0%

(注)構成割合は、合計(虐待の事実が認められなかった事例+虐待の判断に至らなかった事例)1,970件に対するもの。

表 42-2 施設・事業所へ行った支援の内容（複数回答）

	件数	構成割合
コンサルテーションの実施または専門機関等の派遣(都道府県に派遣を依頼した場合も含む)	34	3.0%
当該施設・事業所を訪問し、施設環境や職員の状況等の確認、聞きとり	836	74.6%
当該施設・事業所が実施する研修の内容に関する助言、研修講師派遣や講師派遣制度の紹介、研修への同席	225	20.1%
その他	152	13.6%

(注)構成割合は、施設・事業所へ支援を行った1,121件に対するもの。

2-2 都道府県における対応状況等

(1) 市区町村からの報告事例 (表 43)

市区町村から都道府県に対して報告された事例件数 (表 38) には、同一事例に対して複数の市区町村が報告した事例も含まれている。この中から同一事例の重複を除いた報告件数は 696 件であった。このうち、「虐待の事実が認められた事例」が 677 件、「更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例」が 19 件であった。

表 43 都道府県が市区町村から受けた報告事例数

	件数	構成割合
虐待の事実が認められた事例	677	97.3%
更に都道府県において事実の確認を行った・行う必要がある事例	19	2.7%
合計	696	100.0%

(注) 構成割合は、都道府県が報告を受けた事例件数 696 件に対するもの。

なお、同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等を除いたため、表 38 と一致しない。

(2) 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例 (表 44)

市区町村から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」として報告された事例 19 件及び昨年度調査において「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例として市区町村からの報告があったもので、後日、事実確認調査を予定または要否を検討中」であった 5 件の計 24 件のうち、20 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 11 件、「虐待ではないと判断した事例」が 2 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 7 件であった。

表 44 市区町村からの報告により都道府県において事実確認が必要な事例への対応

	件数	構成割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	11	45.8%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	2	8.3%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	7	29.2%
後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む)	4	16.7%
合計	24	100.0%

(注) 構成割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数 19 件に、前年度に「都道府県において事実の確認を行う必要がある事例」において、後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例 (現在確認中を含む) で、該当年度に事実確認を行った事例 5 件を加えた 24 件に対するもの。

(3) 都道府県が直接把握した事例 (表 45)

市区町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例など 210 件のうち、149 件が市区町村に連絡されていた (1 件の事例に対し複数の支給決定を行った市町村に連絡する場合があるため市町村が連絡を受けた件数としては 188)。残り 61 件のうち 34 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 11 件、「虐待ではないと判断した事例」が 10 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 13 件であった。

表 45 都道府県が直接把握した事例における事実確認の状況及びその結果

		件数	構成割合
直接把握	都道府県が直接、相談・通報・届出を受け付けた事例	197	-
	都道府県が直接受け付けたもので、昨年度から繰越した件数	0	-
	監査・実地指導等により判明した事例	13	-
	計	210	-
都道府県で通報等を受け付け市区町村に連絡した件数		149	71.0%
都道府県が対応した件数		61	29.0%
内訳	事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	11	(18.0%)
	事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	10	(16.4%)
	事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	13	(21.3%)
	後日、事実確認調査を予定している又は要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	2	(3.3%)
	事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で判断できた)	25	(41.0%)

(注) 構成割合は、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例197件、昨年度から繰り越した事例0件、監査・実地指導等により判明した事例13件の計210件に対するもの。

(4) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 46-1、表 46-2)

虐待の事実が認められた事例は、市区町村から都道府県へ報告があった事例が677件(表43)、市区町村からの報告を受け、更に都道府県が事実確認を行った事例が11件(表44)、都道府県が直接把握した事例が11件(表45)であり、これらを合わせた総数は、699件(表46-1)であった。これを都道府県別にみると表46-2のとおりである。

表 46-1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

区分	市区町村から都道府県に報告があった事例	市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認調査を実施して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	合計
件数	677	11	11	699

表 46-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	22	東京都	63	滋賀県	17	香川県	3
青森県	9	神奈川県	40	京都府	16	愛媛県	5
岩手県	5	新潟県	9	大阪府	60	高知県	1
宮城県	7	富山県	3	兵庫県	31	福岡県	16
秋田県	6	石川県	5	奈良県	11	佐賀県	6
山形県	3	福井県	5	和歌山県	2	長崎県	6
福島県	6	山梨県	5	鳥取県	3	熊本県	8
茨城県	24	長野県	13	島根県	5	大分県	9
栃木県	12	岐阜県	4	岡山県	11	宮崎県	11
群馬県	12	静岡県	23	広島県	15	鹿児島県	11
埼玉県	39	愛知県	55	山口県	10	沖縄県	10
千葉県	40	三重県	15	徳島県	7	合計	699

2-3 障害者虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 699 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待行為の類型、虐待を受けた障害者及び虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 障害者虐待の事実が認められた施設・事業所の種別及び過去の状況（表 47、表 48）

「共同生活援助」が 23.2%と最も多く、「障害者支援施設」が 20.9%、次いで、「放課後等デイサービス」が 13.6%、「生活介護」が 12.4%、「就労継続支援B型」が 11.9%の順であった。

表 47 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	146	20.9%
居宅介護	18	2.6%
重度訪問介護	6	0.9%
同行援護	0	0.0%
行動援護	4	0.6%
療養介護	12	1.7%
生活介護	87	12.4%
短期入所	16	2.3%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	4	0.6%
就労移行支援	7	1.0%
就労継続支援A型	33	4.7%
就労継続支援B型	83	11.9%
自立生活援助事業	2	0.3%
就労定着支援事業	0	0.0%
共同生活援助	162	23.2%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.7%
移動支援	6	0.9%
地域活動支援センター	6	0.9%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	5	0.7%
医療型児童発達支援	0	0.0%
放課後等デイサービス	95	13.6%
保育所等訪問支援	0	0.0%
児童相談支援	0	0.0%
合計	699	100.0%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数699件に対するもの。

(注2)「障害者支援施設」には、「のぞみの園」を含む。

699 施設・事業所のうち、障害者虐待防止法施行（平成 24 年 10 月）以降において、「虐待が疑われる相談・通報・届出」があった施設・事業所は 248、「虐待の事実が認められた事例」があった施設・事業所は 191、「改善勧告等の措置」があった施設・事業所は 25 であった。

表 48 施設の過去の状況

	件数	構成割合
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待が疑われる相談・通報・届出の有無	248	35.5%
障害者虐待防止法施行後の、障害者虐待の事実が認められた事例の有無	191	27.3%
障害者虐待防止法施行後の、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づく「改善勧告、改善命令、指定の効力の全部または一部停止」の措置の有無	25	3.6%

(注1)構成割合は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が認められた事例件数699件に対するもの。

(2) 虐待行為の類型と生命・身体・生活への影響の程度

ア. 虐待行為の類型（複数回答）（表 49）

虐待行為の類型（複数回答）は、「身体的虐待」が56.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が42.2%、「性的虐待」が15.3%であった。なお、「身体的虐待」のうち身体拘束を含むものは66件であった。

表 49 虐待行為の類型（複数回答）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
件数	397	107	295	38	35	872
構成割合	56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%	-

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数699件に対するもの。

イ. 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度（表 50）

虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度をみると、「軽度（『生命・身体・生活への影響』に相当する行為）」が64.3%、「中度（『生命・身体・生活に著しい影響』に相当する行為）」が26.0%、「重度（『生命・身体・生活に関する重大な危険』に相当する行為）」が9.6%であった。

表 50 虐待行為による生命・身体・生活への影響の程度

	件数	構成割合
軽度（「生命・身体・生活への影響」に相当する行為）	561	64.3%
中度（「生命・身体・生活に著しい影響」に相当する行為）	227	26.0%
重度（「生命・身体・生活に関する重大な危険」に相当する行為）	84	9.6%
合計	872	100.0%

(注) 構成割合は、虐待行為の合計件数に対するもの。

(3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別及び年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無について、不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の7件を除く692件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例で被虐待者が複数の場合があるため、692件の事例に対し被虐待者数は956人であった。以下、被虐待者の属性等について整理した。

ア. 被虐待者の性別及び年齢（表 51、表 52）

性別については、「男性」が66.4%、「女性」が33.6%と、全体の7割弱が「男性」であった。

年齢については、「～19歳」が18.9%、「20～29歳」が17.6%、「30～39歳」が17.3%、「40～49歳」が16.5%、「50～59歳」が16.2%であった。

表 51 被虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	635	321	956
構成割合	66.4%	33.6%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。

表 52 被虐待者の年齢

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
人数	181	168	165	158	155	44	55	30	956
構成割合	18.9%	17.6%	17.3%	16.5%	16.2%	4.6%	5.8%	3.1%	100.0%

(注) 被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表 53）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が 72.9%と最も多く、次いで「身体障害」が 16.5%、「精神障害」が 15.3%であった。

※1人の被虐待者が重複障害をもつ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は被虐待者数 956 人と一致しない。

表 53 被虐待者の障害種別（複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明	合計
人数	158	697	146	58	13	27	1,099
構成割合	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%	2.8%	-

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分及び行動障害（表 54、表 55）

被虐待者 956 人のうち、障害支援区分のある者が 68.5%を占めていた。「区分 6」が全体の 31.0%と最も多く、次いで「区分 5」が 13.4%、「区分 4」が 10.7%であった。また、行動障害がある者が全体の 36.2%を占めていた。

表 54 被虐待者の障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
人数	4	38	87	102	128	296	201	100	956
構成割合	0.4%	4.0%	9.1%	10.7%	13.4%	31.0%	21.0%	10.5%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

表 55 被虐待者の行動障害の有無

	強い行動障害がある※	認定調査を受けては ないが、強い行動障害 がある	行動障害がある	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
人数	219	20	107	304	306	956
構成割合	22.9%	2.1%	11.2%	31.8%	32.0%	100.0%

（注）被虐待者が特定できなかった7件を除く692件の事例を集計。構成割合は、特定された被虐待者956人に対するもの。

※障害支援区分3、行動関連項目10点以上。

（4）虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢及び職種について、施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった等の 31 件を除く 668 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、668 件の事例に対し虐待者数は 772 人であった。

ア. 虐待者の性別及び年齢（表 56、表 57）

「男性」が 69.0%、「女性」が 31.0%であった。年齢については、「60 歳以上」が 20.5%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 17.0%、「50～59 歳」が 16.2%であった。

表 56 虐待者の性別

	男性	女性	合計
人数	533	239	772
構成割合	69.0%	31.0%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

表 57 虐待者の年齢

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	75	95	131	125	158	188	772
構成割合	9.7%	12.3%	17.0%	16.2%	20.5%	24.4%	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

イ. 虐待者の職種と雇用形態 (表 58、表 59)

「生活支援員」が37.2%、「世話人」が10.5%、「管理者」が9.3%、「その他従事者」が8.5%、「サービス管理責任者」が6.7%であった。

雇用形態は、「正規職員」が52.1%、「非正規職員」が18.3%、「不明」が29.7%であった。

表 58 虐待者の職種

	件数	構成割合
サービス管理責任者	52	6.7%
管理者	72	9.3%
医師	0	0.0%
設置者・経営者	31	4.0%
看護職員	19	2.5%
生活支援員	287	37.2%
理学療法士	1	0.1%
作業療法士	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%
職業指導員	23	3.0%
就労支援員	15	1.9%
地域生活支援員(自立生活援助)	2	0.3%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%
サービス提供責任者	5	0.6%
世話人	81	10.5%
機能訓練指導員	0	0.0%
相談支援専門員	5	0.6%

	件数	構成割合
地域移行支援員	0	0.0%
指導員	28	3.6%
保育士	3	0.4%
児童発達支援管理責任者	11	1.4%
機能訓練担当職員	0	0.0%
児童指導員	40	5.2%
栄養士	0	0.0%
調理員	1	0.1%
訪問支援員	4	0.5%
居宅介護従業者	9	1.2%
重度訪問介護従業者	2	0.3%
行動援護従業者	3	0.4%
同行援護従業者	0	0.0%
その他従事者	66	8.5%
不明	12	1.6%
合計	772	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

表 59 虐待者の雇用形態

	件数	構成割合
正規職員	402	52.1%
非正規職員	141	18.3%
不明	229	29.7%
合計	772	100.0%

(注) 虐待者が特定できなかった31件を除く668件の事例を集計。構成割合は、特定された虐待者772人に対するもの。

(5) 虐待の発生要因と施設・事業所の対応

ア. 虐待の発生要因（複数回答）（表 60）

市区町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が64.5%で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」が54.8%、「倫理観や理念の欠如」が50.0%であった。

また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」への回答割合も2割超となっている。

表 60 市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	431	64.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	366	54.8%
倫理観や理念の欠如	334	50.0%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	147	22.0%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	165	24.7%

(注)構成割合は、虐待者が特定できなかった31件を除く668件に対するもの。

イ. 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）（表 61）

虐待が認められた施設等に事実確認調査を行った際に確認した虐待防止に関する取組は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」割合が53.4%、「通報義務の履行」割合が44.1%、「管理者の虐待防止に関する研修受講」割合が35.5%、「虐待防止委員会の設置」割合が34.0%であった。

表 61 施設・事業所の虐待防止に関する取組（複数回答）

	件数	構成割合
管理者の虐待防止に関する研修受講	248	35.5%
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	373	53.4%
虐待防止委員会の設置	238	34.0%
通報義務の履行	308	44.1%

(注)構成割合は、虐待判断事例件数699件に対するもの。

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 62-1、表 62-2、表 62-3、表 62-4）

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例699件のうち、行った対応は次のとおりである。

市区町村による指導等は、「施設・事業所に対する指導」が450件、「改善計画の提出依頼」が423件、「虐待を行った施設従事者等への注意・指導」が219件であった。

表 62-1 市区町村による指導等（複数回答）

	件数	
市区町村による指導等	施設・事業所に対する指導	450
	改善計画の提出依頼	423
	虐待を行った施設従事者等への注意・指導	219

市区町村又は都道府県が、虐待の事実が認められた事例に対して障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、出頭要請、質問、立入検査」が172件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が38件、「改善命令」が1件、「指定の効力の全部又は一部停止」が11件、「指定取消」が1件であった。その他都道府県等による一般指導は225件であった。

「指定取消」は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行われたものである。

表 62-2 障害者総合支援等の規定による権限の行使等

		件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	172
	改善勧告	38
	改善勧告に従わない場合の公表	0
	改善命令	1
	指定の効力の全部又は一部停止	11
	指定取消	1
	合計	223
都道府県・指定都市・中核市等による指導	一般指導	225

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市区町村又は都道府県への「改善計画の提出」が585件、「勧告・命令等への対応」が46件であった。

表 62-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

		件数
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設・事業所等からの改善計画の提出	585
	勧告・命令等への対応	46

(注)「施設・事業所からの改善計画の提出」の件数は、市区町村による改善計画提出依頼を受けての改善計画提出(420件)以外に、都道府県・指定都市・中核市等による一般指導を受けての改善計画提出件数(165件)も含まれる。

当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言は15件であった。

表 62-4 当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言

	件数
当該施設・事業所の管理者、経営層を事業に関与させない指導や助言	15

(7) 虐待等による死亡事例

施設従事者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例は0件であった。

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は529件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が387件、都道府県が受け付けた件数が142件であった。

(2) 相談・通報・届出者（複数回答）（表63）

「本人による届出」が46.3%、「家族・親族」による通報が11.5%、「その他」による通報が10.8%、「相談支援専門員」による通報が7.4%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複されているが、上記の割合は相談・通報件数529件に対する割合を記載している。

表63 相談・通報・届出者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	障害者福祉施設従事者等	就業・生活支援センター
件数	245	61	12	0	6	0	39	33	15
構成割合	46.3%	11.5%	2.3%	0.0%	1.1%	0.0%	7.4%	6.2%	2.8%

	職場の同僚	当該事業者管理者	警察	当該市区町村行政職員	居宅サービス事業等従事者等	その他	不明	合計
件数	19	9	5	34	1	57	19	555
構成割合	3.6%	1.7%	0.9%	6.4%	0.2%	10.8%	3.6%	-

(注)構成割合は、相談・通報件数529件に対するもの。

4. 障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待についての対応状況等

(1) 市区町村・都道府県における相談・通報件数

令和3年度、全国の1,741市区町村及び47都道府県で受け付けた障害者虐待防止法の通報義務に該当しない虐待に関する相談・通報件数は382件であった。このうち、市区町村が受け付けた件数が241件、都道府県が受け付けた件数が141件であった。

(2) 相談内容に該当する機関（表64）

(1)の相談内容に該当する機関は「学校」が6.8%、「保育所等」が0.3%、「医療機関」が20.9%、「官公署等」が18.8%であった。

表64 相談内容に該当する機関

該当機関等	件数	構成割合
学校	26	6.8%
保育所等	1	0.3%
医療機関	80	20.9%
官公署等	72	18.8%
その他	177	46.3%
不明	26	6.8%
合計	382	100.0%

(注)構成割合は、相談・通報件数382件に対するもの。

(3) 相談の対応状況 (表 65)

(1) の相談の対応状況として、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例が 107 件であった。このうち、「医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 34 件、「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 24 件、「学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等」へ引き継いだ事例が 14 件であった。

また、相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署へ引き継がなかった事例が 249 件であった。このうち「官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等」では、引き継ぎがなかった 48 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 27 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断したため」が 19 件であった。また、「その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等」では、引き継ぎがなかった 142 件のうち、「相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介」が 35 件、「虐待が疑われる事例ではないと判断したため」が 91 件であった。

表 65 相談の対応状況

該当機関等	件数	構成割合
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継いだ事例	107	30.1%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	14	(13.1%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	34	(31.8%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	24	(22.4%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	35	(32.7%)
相談対象の機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等へ引き継がなかった事例	249	69.9%
学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	12	(4.8%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	6	(50.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	4	(33.3%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	2	(16.7%)
保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	1	(0.4%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	1	(100.0%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	0	(0.0%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	0	(0.0%)
医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	46	(18.5%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	26	(56.5%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	14	(30.4%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	6	(13.0%)
官公署等への苦情処理等を所管・担当する機関・部署等	48	(19.3%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	27	(56.3%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	19	(39.6%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	0	(0.0%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	2	(4.2%)
その他の所管又は相談内容に対応する機関・部署等	142	(57.0%)
相談者に相談対応の機関を所管又は対応する機関・部署等を紹介したため	35	(24.6%)
虐待が疑われる事例ではないと判断したため	91	(64.1%)
当該相談の引継ぎ先がわからなかったため	4	(2.8%)
その他 (対応継続中又は検討中の事例を含む。)	12	(8.5%)
合計	356	100.0%

(注) 構成割合は、相談・通報件数382件から該当機関が不明の26件を除いた356件に対するもの。()内は各内訳での構成割合。

5. 市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市区町村・都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和3年度末の状況を調査した。

(1) 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況（表 66）

障害者虐待防止センター（法 32 条）については、市区町村の担当部局のみが直接担当している市区町村は全体の約 8 割、委託のみで行っている市区町村は約 1 割であった。

表 66 市区町村における障害者虐待防止センターの設置状況について（令和3年度末）

			該当
障害者虐待防止センターの 設置状況	直営のみ	市区町村数	1,340
		構成割合	77.1%
	委託のみ	市区町村数	193
		構成割合	11.1%
	直営と委託の両方	市区町村数	204
		構成割合	11.7%

(注) 構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

イ. 市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について（表 67-1～表 67-3）

令和3年度末の市区町村における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 67-1 に示す。

表 67-1 市区町村における体制整備等に関する状況 (令和3年度末)

		実施済み	未実施		
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市区町村数	1,370	367		
	構成割合	78.9%	21.1%		
住民への通報義務の周知	市区町村数	1,157	580		
	構成割合	66.6%	33.4%		
障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	市区町村数	1,353	384		
	構成割合	77.9%	22.1%		
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市区町村数	1,162	575		
	構成割合	66.9%	33.1%		
障害者虐待防止について、講演会や市区町村広報紙等による、住民への啓発活動	市区町村数	729	1,008		
	構成割合	42.0%	58.0%		
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市区町村数	865	872		
	構成割合	49.8%	50.2%		
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	市区町村数	667	1,070		
	構成割合	38.4%	61.6%		
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市区町村数	1,001	736		
	構成割合	57.6%	42.4%		
うち、ネットワークを障害者総合支援法に基づく協議会の中に位置づけている	市区町村数	577	424		
	構成割合	57.6%	42.4%		
	うち、他の虐待防止ネットワーク等との一体的な実施	児童虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	279	722
		構成割合	27.9%	72.1%	
		高齢者虐待防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	418	583
		構成割合	41.8%	58.2%	
		配偶者暴力防止のネットワークと一体的に実施している	市区町村数	216	785
構成割合		21.6%	78.4%		
生活困窮者自立支援事業と連携して実施している	市区町村数	254	747		
構成割合	25.4%	74.6%			
差別解消法による相談窓口と一体的に実施している	市区町村数	537	464		
構成割合	53.6%	46.4%			
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市区町村数	1,052	685		
	構成割合	60.6%	39.4%		
個別ケース会議における専門職の参加	個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	市区町村数	827	910	
	構成割合	47.6%	52.4%		
専門職が参加した個別ケース会議の実施	市区町村数	566	1,171		
	構成割合	32.6%	67.4%		
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市区町村数	462	1,275		
	構成割合	26.6%	73.4%		
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市区町村数	682	1,055		
	構成割合	39.3%	60.7%		
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市区町村数	803	934		
	構成割合	46.2%	53.8%		
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	マニュアルの作成	市区町村数	665	1,072	
	構成割合	38.3%	61.7%		
	業務指針の作成	市区町村数	412	1,325	
	構成割合	23.7%	76.3%		
対応フロー図の作成	市区町村数	734	1,003		
構成割合	42.3%	57.7%			
事例集の作成	市区町村数	94	1,643		
構成割合	5.4%	94.6%			
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市区町村数	823	914		
	構成割合	47.4%	52.6%		
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	511	1,226	
	構成割合	29.4%	70.6%		
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	503	1,234	
	構成割合	29.0%	71.0%		
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	403	1,334	
構成割合	23.2%	76.8%			
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	市区町村数	388	1,349		
構成割合	22.3%	77.7%			
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市区町村数	498	1,239		
	構成割合	28.7%	71.3%		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している市区町村は834自治体、「SNSによる受付」を運用している市区町村は15自治体、その他「ホームページでの自由投稿や投書箱」などを行っている市区町村は35自治体であった。

表 67-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	市区町村数	834	903
	構成割合	48.0%	52.0%
SNSによる受付	市区町村数	15	1,722
	構成割合	0.9%	99.1%
その他	市区町村数	35	1,702
	構成割合	2.0%	98.0%
その他具体例	ホームページ上の問い合わせ受付システム 障がい者相談会等の開催 障害を含めた福祉担当や地域包括支援センター及び教育委員会で受付		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている自治体は1,353自治体（表 67-1）である。

その専門職の職種について回答を求めたところ、社会福祉士が937自治体（53.9%）、「保健師」が861自治体（49.6%）と多かった。

表 67-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	市区町村数	861	876
	構成割合	49.6%	50.4%
社会福祉士	市区町村数	937	800
	構成割合	53.9%	46.1%
精神保健福祉士	市区町村数	577	1,160
	構成割合	33.2%	66.8%
介護福祉士	市区町村数	264	1,473
	構成割合	15.2%	84.8%
社会福祉主事	市区町村数	466	1,271
	構成割合	26.8%	73.2%
相談支援専門員(上記資格者以外)	市区町村数	289	1,448
	構成割合	16.6%	83.4%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	市区町村数	59	1,678
	構成割合	3.4%	96.6%
その他	市区町村数	102	1,635
	構成割合	5.9%	94.1%
その他具体例	医師、看護師、介護支援専門員、保育士、児童福祉司、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、 公認臨床心理士、臨床心理士、手話通訳士、児童指導任用資格、消費生活相談員、 弁護士、学識者、小学校教諭免許、幼稚園教諭、ピアカウンセラー(聴覚障がい者)		

(注)構成割合は、市区町村数に対するもの。ただし、5町村が広域連合を構成しているため母数は1,737。

(2) 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況 (表 68)

障害者権利擁護センター (法 36 条) については、都道府県の担当部局のみが直接担当している都道府県は全体の 6 割強、委託のみで行っている都道府県は 2 割強を占めた。

表 68 障害者権利擁護センターの設置状況について (令和 3 年度末)

			該当
障害者権利擁護センターの 設置状況	直営のみ	都道府県数	30
		構成割合	63.8%
	委託のみ	都道府県数	12
		構成割合	25.5%
	直営と委託の両方	都道府県数	5
		構成割合	10.6%

(注) 構成割合は、都道府県数に対するもの。

イ. 都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について (表 69-1~表 69-3)

令和 3 年度末の都道府県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、以下の項目について回答を求めた。結果を表 69-1 に示す。

表 67-1 都道府県における体制整備等に関する状況 (令和3年度末)

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	都道府県数	47	0
	構成割合	100.0%	0.0%
住民への通報義務の周知	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保	都道府県数	35	12
	構成割合	74.5%	25.5%
障害者権利擁護センター等関係者への障害者虐待防止に関する研修	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
研修未受講者の把握	施設・事業所管理者の研修未受講者を把握している	都道府県数	4
	構成割合	8.5%	91.5%
未受講者への受講勧奨	施設・事業所単位での研修未受講を把握している	都道府県数	13
	構成割合	27.7%	72.3%
未受講者への受講勧奨	未受講の施設管理者もしくは施設・事業所に個別に受講勧奨している	都道府県数	12
	構成割合	25.5%	74.5%
伝達研修実施状況の把握	研修受講後、施設・事業所内での伝達研修の実施有無を把握している	都道府県数	14
	構成割合	29.8%	70.2%
受講者拡大への対応	学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者も受講可能とするような、受講者拡大の対応を行っている(一部でも可)	都道府県数	30
	構成割合	63.8%	36.2%
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報紙等による、住民への啓発活動	都道府県数	33	14
	構成割合	70.2%	29.8%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	都道府県数	47	0
	構成割合	100.0%	0.0%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相談窓口と一体的に運営	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組(新たなNW構築に限らず既存の協議会等の組織、NWを活用している場合も含む)	都道府県数	29	18
	構成割合	61.7%	38.3%
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	都道府県数	28	19
	構成割合	59.6%	40.4%
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	都道府県数	36	11
	構成割合	76.6%	23.4%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題及び養護者に対する支援に関する相談対応及び相談を行う機関の紹介等の実施	都道府県数	46	1
	構成割合	97.9%	2.1%
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	都道府県数	47	0
	構成割合	100.0%	0.0%
権利擁護センターによる障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報の収集、分析及び提供	都道府県数	40	7
	構成割合	85.1%	14.9%
本調査年度中において、養護者虐待、施設従事者虐待を問わず、重篤事案に対する検証委員会が設置された件数	都道府県数	2	45
	構成割合	4.3%	95.7%
虐待事例の調査、対応、検証等における専門職の参加	虐待事例の調査、対応、検証等に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の整備	都道府県数	25
	構成割合	53.2%	46.8%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	専門職が参加した虐待事例の調査、対応、検証等の実施	都道府県数	14
	構成割合	29.8%	70.2%
独自の障害者虐待対応のマニュアル等の作成	マニュアルの作成	都道府県数	27
	構成割合	57.4%	42.6%
	業務指針の作成	都道府県数	15
	構成割合	31.9%	68.1%
対応フロー図の作成	都道府県数	30	17
	構成割合	63.8%	36.2%
事例集の作成	都道府県数	15	32
	構成割合	31.9%	68.1%
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない、例えば「保育所等」「学校」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	都道府県数	28	19
	構成割合	59.6%	40.4%
「保育所」「学校」「医療機関」等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等との虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	保育所等を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15
	構成割合	31.9%	68.1%
	学校を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	13
	構成割合	27.7%	72.3%
	医療機関を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	15
	構成割合	31.9%	68.1%
官公署を所管又は相談内容に対応する機関・部署等	都道府県数	16	
構成割合	34.0%	66.0%	

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

市区町村と同様に、障害者虐待の通報・相談について、「来所、電話、FAX、郵便物等以外の方法での受付の実施」状況について回答を求めたところ、「メールアドレスによる受付」を運用している都道府県は40自治体、「SNSによる受付」を運用している都道府県はなかった。

表 69-2 ICT を活用した相談受付への対応（複数回答）

		実施済み	未実施
メールアドレスによる受付	都道府県数	40	7
	構成割合	85.1%	14.9%
SNSによる受付	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%
その他	都道府県数	0	47
	構成割合	0.0%	100.0%

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

「障害者の福祉又は権利擁護に関し、専門的知識又は経験を有し専門的に従事する職員の確保」をしている都道府県は35自治体（表 69-1）である。

その職員の職種について回答を求めたところ、「社会福祉士」が21都道府県（44.7%）、「精神保健福祉士」が13都道府県（27.7%）、「障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等」が10自治体（21.3%）と多かった。

表 69-3 専門的知識又は経験を有する専門職の職種（複数回答）

		実施済み	未実施
保健師	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
社会福祉士	都道府県数	21	26
	構成割合	44.7%	55.3%
精神保健福祉士	都道府県数	13	34
	構成割合	27.7%	72.3%
介護福祉士	都道府県数	3	44
	構成割合	6.4%	93.6%
社会福祉主事	都道府県数	9	38
	構成割合	19.1%	80.9%
相談支援専門員(上記資格者以外で)	都道府県数	4	43
	構成割合	8.5%	91.5%
障害福祉や権利擁護分野の経験のある自治体職員OB、児相OB、元教員等	都道府県数	10	37
	構成割合	21.3%	78.7%
その他	都道府県数	8	39
	構成割合	17.0%	83.0%
その他具体例	医師、保育士、看護師、弁護士、手話通訳士、理学療法士		

(注)構成割合は、都道府県数に対するもの。

参考資料 1. 障害者虐待における相談・通報件数、虐待判断件数の都道府県別経年比較

参 1-1 養護者による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「養護者による障害者虐待」を対象に、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 ヶ年の「相談・通報件数」と「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数(表9-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	78	84	51	47	46	306	61.2	28%	28%	15%	10%	11%	17%	☆
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	10	20	7	14	19	70	14.0	22%	44%	26%	33%	36%	33%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	6	2	4	10	9	31	6.2	38%	20%	19%	26%	24%	25%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	18	28	53	66	57	222	44.4	39%	31%	48%	49%	40%	42%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	11	9	8	3	13	44	8.8	65%	27%	38%	17%	68%	41%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	9	13	9	10	15	56	11.2	41%	38%	43%	33%	39%	39%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	29	16	29	42	38	154	30.8	42%	42%	49%	46%	51%	46%	※
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	16	12	21	22	9	80	16.0	30%	20%	31%	34%	19%	27%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	16	11	15	20	13	75	15.0	47%	42%	42%	51%	46%	46%	※
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	14	15	12	14	10	65	13.0	26%	23%	26%	30%	17%	24%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	69	76	85	88	135	453	90.6	39%	32%	32%	27%	26%	30%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	133	109	110	105	122	579	115.8	47%	40%	38%	35%	36%	39%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	106	84	117	119	136	562	112.4	31%	24%	34%	32%	34%	31%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	93	100	97	80	124	494	98.8	56%	57%	44%	41%	30%	42%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	39	38	28	52	58	215	43.0	39%	31%	20%	34%	28%	30%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	13	8	18	19	11	69	13.8	36%	24%	35%	48%	22%	33%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	17	13	26	33	37	126	25.2	41%	33%	44%	32%	41%	38%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	7	14	16	7	9	53	10.6	28%	41%	30%	19%	28%	29%	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	6	5	11	12	7	41	8.2	32%	23%	34%	31%	21%	28%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	36	33	44	35	27	175	35.0	46%	37%	47%	34%	38%	40%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	6	12	15	10	17	60	12.0	21%	32%	25%	22%	28%	26%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	34	54	55	33	51	227	45.4	37%	50%	43%	33%	44%	42%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	147	181	119	147	169	763	152.6	43%	44%	26%	31%	32%	35%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	20	26	23	25	31	125	25.0	38%	41%	40%	38%	44%	40%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	72	71	65	67	89	364	72.8	49%	54%	42%	50%	59%	51%	※
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	40	36	40	72	86	274	54.8	66%	54%	49%	51%	54%	54%	※
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	188	166	188	194	176	912	182.4	19%	14%	15%	14%	12%	14%	☆
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	55	83	72	101	86	397	79.4	31%	36%	30%	24%	23%	27%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	16	10	13	16	10	65	13.0	48%	29%	33%	42%	34%	37%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	10	10	10	15	44	89	17.8	32%	31%	32%	38%	66%	44%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	6	6	13	8	6	39	7.8	29%	19%	43%	31%	21%	28%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	12	10	8	10	8	48	9.6	35%	29%	32%	25%	27%	29%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	19	12	36	47	41	155	31.0	40%	20%	44%	41%	37%	37%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	23	26	28	31	43	151	30.2	24%	27%	23%	28%	30%	27%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	10	20	8	9	14	61	12.2	32%	39%	35%	27%	42%	36%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	3	4	3	7	4	21	4.2	38%	20%	25%	35%	14%	24%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	15	25	13	8	15	76	15.2	23%	32%	27%	23%	29%	27%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	24	17	6	9	17	73	14.6	52%	35%	19%	43%	53%	41%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	4	8	4	5	13	34	6.8	18%	38%	15%	25%	45%	29%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	38	42	42	31	34	187	37.4	29%	27%	25%	20%	27%	26%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	8	9	9	12	18	56	11.2	38%	17%	43%	40%	49%	35%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	8	10	25	28	26	97	19.4	29%	29%	50%	57%	59%	47%	※
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	16	14	15	12	27	84	16.8	30%	40%	25%	13%	17%	21%	☆
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	5	2	4	5	11	27	5.4	16%	4%	8%	9%	16%	11%	☆
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	13	20	10	8	12	63	12.6	37%	32%	26%	14%	11%	21%	☆
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	10	7	20	22	16	75	15.0	32%	39%	47%	31%	16%	29%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	29	41	50	38	35	193	38.6	39%	51%	41%	37%	31%	39%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	8,586	1,717.2	33%	30%	29%	27%	27%	29%	

凡例 上5位位 ※
下5位位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R03は全体で2%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口(10万人)比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」、「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成30年1月1日時点～令和4年1月1日時点までの5ヶ年の平均値)

	【再掲】			③人口※ (10万人) 5ヶ年平均値 (H29～R03)	人口(10万人)比		人口 データ (10万人)	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値 (H29～ R03)
	①相談・通報 件数	②虐待判断 事例件数	②/①		①/③	②/③		平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	
	5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)						5ヶ年平均値 (H29～R03)					
北海道	366.2	61.2	17% ☆	52.6	7.0 ※	1.2	53.4	53.0	52.7	52.3	51.8	52.6	
青森県	42.4	14.0	33%	12.8	3.3	1.1	13.1	12.9	12.8	12.6	12.4	12.8	
岩手県	24.6	6.2	25%	12.4	2.0 ☆	0.5 ☆	12.6	12.5	12.4	12.2	12.1	12.4	
宮城県	104.8	44.4	42%	22.9	4.6	1.9	23.1	23.0	22.9	22.8	22.7	22.9	
秋田県	21.6	8.8	41%	9.9	2.2 ☆	0.9	10.2	10.0	9.9	9.7	9.6	9.9	
山形県	29.0	11.2	39%	10.8	2.7	1.0	11.1	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	
福島県	66.4	30.8	46% ※	18.8	3.5	1.6	19.2	19.0	18.8	18.6	18.4	18.8	
茨城県	58.6	16.0	27%	29.2	2.0 ☆	0.5 ☆	29.5	29.4	29.2	29.1	28.9	29.2	
栃木県	32.6	15.0	46% ※	19.7	1.7 ☆	0.8	19.9	19.8	19.7	19.6	19.4	19.7	
群馬県	54.2	13.0	24%	19.7	2.8	0.7	19.9	19.8	19.7	19.6	19.4	19.7	
埼玉県	304.4	90.6	30%	73.8	4.1	1.2	73.6	73.8	73.9	73.9	73.9	73.8	
千葉県	296.2	115.8	39%	63.1	4.7	1.8	63.0	63.1	63.2	63.2	63.1	63.1	
東京都	362.8	112.4	31%	137.7	2.6	0.8	136.4	137.4	138.3	138.4	137.9	137.7	
神奈川県	235.6	98.8	42%	92.0	2.6	1.1	91.7	91.9	92.1	92.2	92.2	92.0	
新潟県	144.4	43.0	30%	22.4	6.5 ※	1.9	22.8	22.6	22.4	22.1	21.9	22.4	
富山県	42.4	13.8	33%	10.5	4.0	1.3	10.7	10.6	10.6	10.5	10.4	10.5	
石川県	66.6	25.2	38%	11.4	5.8	2.2 ※	11.5	11.5	11.4	11.3	11.2	11.4	
福井県	36.2	10.6	29%	7.8	4.6	1.4	7.9	7.9	7.8	7.7	7.7	7.8	
山梨県	29.0	8.2	28%	8.3	3.5	1.0	8.4	8.3	8.3	8.2	8.2	8.3	
長野県	87.8	35.0	40%	20.9	4.2	1.7	21.1	21.0	20.9	20.7	20.6	20.9	
岐阜県	46.6	12.0	26%	20.3	2.3 ☆	0.6 ☆	20.5	20.4	20.3	20.2	20.0	20.3	
静岡県	108.6	45.4	42%	37.0	2.9	1.2	37.4	37.3	37.1	36.9	36.6	37.0	
愛知県	442.2	152.6	35%	75.6	5.9	2.0	75.5	75.7	75.8	75.6	75.3	75.6	
三重県	61.8	25.0	40%	18.1	3.4	1.4	18.3	18.2	18.1	18.0	17.8	18.1	
滋賀県	143.2	72.8	51% ※	14.2	10.1 ※	5.1 ※	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	
京都府	101.8	54.8	54% ※	25.4	4.0	2.2 ※	25.6	25.6	25.5	25.3	25.1	25.4	
大阪府	1,263.4	182.4	14% ☆	88.4	14.3 ※	2.1 ※	88.6	88.5	88.5	88.4	88.0	88.4	
兵庫県	291.8	79.4	27%	55.4	5.3	1.4	55.9	55.7	55.5	55.2	54.9	55.4	
奈良県	34.8	13.0	37%	13.5	2.6	1.0	13.7	13.6	13.5	13.4	13.4	13.5	
和歌山県	40.2	17.8	44%	9.5	4.2	1.9	9.8	9.6	9.5	9.4	9.4	9.5	
鳥取県	27.4	7.8	28%	5.6	4.9	1.4	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.6	
島根県	32.6	9.6	29%	6.8	4.8	1.4	6.9	6.9	6.8	6.7	6.7	6.8	
岡山県	82.8	31.0	37%	19.0	4.4	1.6	19.2	19.1	19.0	18.9	18.8	19.0	
広島県	112.6	30.2	27%	28.2	4.0	1.1	28.5	28.4	28.3	28.1	27.9	28.2	
山口県	34.2	12.2	36%	13.7	2.5	0.9	14.0	13.8	13.7	13.6	13.4	13.7	
徳島県	17.6	4.2	24%	7.4	2.4	0.6 ☆	7.6	7.5	7.4	7.4	7.3	7.4	
香川県	55.8	15.2	27%	9.8	5.7	1.6	9.9	9.9	9.8	9.7	9.6	9.8	
愛媛県	36.0	14.6	41%	13.7	2.6	1.1	13.9	13.8	13.7	13.6	13.4	13.7	
高知県	23.6	6.8	29%	7.1	3.3	1.0	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	7.1	
福岡県	146.4	37.4	26%	51.2	2.9	0.7	51.3	51.3	51.3	51.2	51.1	51.2	
佐賀県	32.2	11.2	35%	8.2	3.9	1.4	8.3	8.3	8.2	8.2	8.1	8.2	
長崎県	41.2	19.4	47% ※	13.5	3.1	1.4	13.8	13.7	13.5	13.4	13.2	13.5	
熊本県	80.8	16.8	21% ☆	17.7	4.6	0.9	17.9	17.8	17.7	17.6	17.5	17.7	
大分県	50.0	5.4	11% ☆	11.5	4.3	0.5 ☆	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3	11.5	
宮崎県	61.4	12.6	21% ☆	11.0	5.6	1.2	11.1	11.0	11.0	10.9	10.8	11.0	
鹿児島県	52.6	15.0	29%	16.3	3.2	0.9	16.6	16.4	16.3	16.2	16.1	16.3	
沖縄県	98.8	38.6	39%	14.8	6.7 ※	2.6 ※	14.7	14.8	14.8	14.9	14.9	14.8	
合計	5,926.2	1,717.2	29%	1,269.7	4.7	1.4	1,277.1	1,274.4	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,269.7	

凡例 上位5位 ※ 上位5位 ※ 上位5位 ※
下位5位 ☆ 下位5位 ☆ 下位5位 ☆

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

参1-2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」の経年比較

- ・「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を対象に、平成29年度から令和3年度までの5ヶ年の「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。
- ・「相談・通報件数」に対する「虐待判断件数」の割合を経年比較。

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例の件数(表44-2、R03は表46-2)

	①相談・通報件数							②虐待判断事例件数							②/①					
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	12	20	27	24	22	105	21.0	9%	18%	23%	22%	16%	17%
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	3	10	10	16	9	48	9.6	13%	38%	45%	48%	35%	37% ※
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	1	6	0	2	5	14	2.8	13%	60%	0%	33%	56%	35% ※
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	5	3	6	8	7	29	5.8	19%	11%	9%	14%	12%	12% ☆
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	1	0	10	5	6	22	4.4	25%	0%	45%	19%	35%	29%
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	3	5	3	3	15	3.0	14%	43%	36%	23%	15%	25%
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	6	5	8	2	6	27	5.4	40%	36%	47%	12%	27%	32% ※
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	3	0	1	11	24	39	7.8	9%	0%	4%	32%	44%	23%
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	2	7	15	7	12	43	8.6	10%	35%	39%	18%	41%	29% ※
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	5	14	12	8	12	51	10.2	12%	29%	21%	15%	18%	19%
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	30	30	22	32	39	153	30.6	24%	23%	19%	26%	23%	23%
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	36	33	34	40	40	183	36.6	23%	20%	22%	30%	25%	24%
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	25	45	37	58	63	228	45.6	11%	17%	13%	19%	19%	16%
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	32	25	32	44	40	173	34.6	28%	21%	24%	26%	25%	25%
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	1	4	7	3	9	24	4.8	6%	18%	21%	11%	23%	17%
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	5	4	2	1	3	15	3.0	28%	17%	13%	6%	14%	15%
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	3	5	7	7	5	27	5.4	8%	20%	23%	41%	33%	21%
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	5	5	5	13	5	33	6.6	24%	23%	21%	46%	17%	27%
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	1	3	2	7	5	18	3.6	8%	18%	10%	23%	29%	19%
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	17	15	7	12	13	64	12.8	28%	25%	11%	23%	21%	21%
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	3	4	1	5	4	17	3.4	9%	10%	3%	17%	11%	10% ☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	13	11	8	13	23	68	13.6	33%	24%	14%	22%	40%	26%
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	32	48	23	51	55	209	41.8	30%	31%	15%	26%	19%	23%
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	12	21	19	18	15	85	17.0	29%	27%	27%	35%	23%	28%
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	11	21	16	14	17	79	15.8	24%	36%	19%	23%	20%	24%
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	7	18	5	13	16	59	11.8	11%	30%	15%	23%	36%	23%
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	59	61	76	70	60	326	65.2	22%	22%	25%	22%	18%	22%
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	31	40	25	28	31	155	31.0	27%	30%	21%	22%	21%	24%
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	6	7	10	9	11	43	8.6	27%	21%	26%	35%	31%	27%
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	1	4	0	4	2	11	2.2	17%	27%	0%	18%	12%	15%
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	4	2	2	5	3	16	3.2	17%	11%	6%	19%	18%	14%
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	4	8	3	7	5	27	5.4	29%	44%	17%	26%	36%	30% ※
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	5	5	2	3	11	26	5.2	19%	15%	7%	7%	17%	13% ☆
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	8	5	4	6	15	38	7.6	24%	14%	10%	20%	23%	19%
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	4	6	4	7	10	31	6.2	11%	16%	15%	23%	24%	18%
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	4	2	3	8	7	24	4.8	19%	25%	20%	47%	29%	28%
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	6	6	1	4	3	20	4.0	18%	16%	2%	9%	7%	10% ☆
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	5	5	3	2	5	20	4.0	25%	31%	19%	14%	33%	25%
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	5	7	1	1	1	15	3.0	28%	29%	10%	9%	6%	19%
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	14	17	14	15	16	76	15.2	14%	22%	14%	14%	14%	15%
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	1	6	2	2	6	17	3.4	6%	29%	11%	14%	21%	17%
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	8	16	18	11	6	59	11.8	22%	33%	40%	29%	16%	29%
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	12	12	7	12	8	51	10.2	29%	25%	18%	27%	31%	26%
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	1	5	3	4	9	22	4.4	4%	13%	11%	10%	24%	13% ☆
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	5	6	27	2	11	51	10.2	20%	15%	54%	9%	26%	28%
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	6	4	7	11	11	39	7.8	23%	13%	23%	19%	33%	22%
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	3	8	14	4	10	39	7.8	8%	29%	31%	10%	29%	21%
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	464	592	547	632	699	2,934	586.8	20%	23%	20%	22%	22%	21%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待判断事例件数」は前年度に相談通報を受け、調査を繰越していた件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、①「相談・通報件数」のうち、R03は全体で5%程、次年度に繰越している(②に含まれない)。

(2) 「相談通報件数」と「虐待判断事例件数」、「人口(10万人)比」の整理

・(1)の5ヶ年平均値の「相談・通報件数」、「虐待判断件数」、「相談・通報件数に対する虐待判断件数の割合」と人口10万人あたりの「相談・通報件数」「虐待判断件数」を都道府県別に整理。(※人口は「住民基本台帳に基づく人口」の平成30年1月1日時点～令和4年1月1日時点までの5ヶ年の平均値(前頁と同じ))

	【再掲】			③人口※ (10万人)	人口(10万人)比		人口 データ (10万人)	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値 (H29～ R03)
	①相談・通報件 数	②虐待判断 事例件数	②/①		①/③	②/③		平成30年 1月1日 時点	平成31年 1月1日 時点	令和2年 1月1日 時点	令和3年 1月1日 時点	令和4年 1月1日 時点	
								5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)	5ヶ年平均値 (H29～R03)	
北海道	120.4	21.0	17%	52.6	2.3	0.4	53.4	53.0	52.7	52.3	51.8	52.6	
青森県	26.2	9.6	37% ※	12.8	2.1	0.8	13.1	12.9	12.8	12.6	12.4	12.8	
岩手県	8.0	2.8	35% ※	12.4	0.6 ☆	0.2 ☆	12.6	12.5	12.4	12.2	12.1	12.4	
宮城県	47.4	5.8	12% ☆	22.9	2.1	0.3 ☆	23.1	23.0	22.9	22.8	22.7	22.9	
秋田県	15.2	4.4	29%	9.9	1.5	0.4	10.2	10.0	9.9	9.7	9.6	9.9	
山形県	12.2	3.0	25%	10.8	1.1 ☆	0.3	11.1	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	
福島県	17.0	5.4	32% ※	18.8	0.9 ☆	0.3	19.2	19.0	18.8	18.6	18.4	18.8	
茨城県	34.2	7.8	23%	29.2	1.2 ☆	0.3	29.5	29.4	29.2	29.1	28.9	29.2	
栃木県	29.6	8.6	29% ※	19.7	1.5	0.4	19.9	19.8	19.7	19.6	19.4	19.7	
群馬県	53.8	10.2	19%	19.7	2.7	0.5	19.9	19.8	19.7	19.6	19.4	19.7	
埼玉県	133.6	30.6	23%	73.8	1.8	0.4	73.6	73.8	73.9	73.9	73.9	73.8	
千葉県	153.4	36.6	24%	63.1	2.4	0.6	63.0	63.1	63.2	63.2	63.1	63.1	
東京都	282.0	45.6	16%	137.7	2.0	0.3	136.4	137.4	138.3	138.4	137.9	137.7	
神奈川県	139.6	34.6	25%	92.0	1.5	0.4	91.7	91.9	92.1	92.2	92.2	92.0	
新潟県	27.8	4.8	17%	22.4	1.2	0.2 ☆	22.8	22.6	22.4	22.1	21.9	22.4	
富山県	19.4	3.0	15%	10.5	1.8	0.3	10.7	10.6	10.6	10.5	10.4	10.5	
石川県	25.4	5.4	21%	11.4	2.2	0.5	11.5	11.5	11.4	11.3	11.2	11.4	
福井県	24.8	6.6	27%	7.8	3.2	0.8 ※	7.9	7.9	7.8	7.7	7.7	7.8	
山梨県	19.4	3.6	19%	8.3	2.3	0.4	8.4	8.3	8.3	8.2	8.2	8.3	
長野県	59.8	12.8	21%	20.9	2.9	0.6	21.1	21.0	20.9	20.7	20.6	20.9	
岐阜県	35.2	3.4	10% ☆	20.3	1.7	0.2 ☆	20.5	20.4	20.3	20.2	20.0	20.3	
静岡県	52.4	13.6	26%	37.0	1.4	0.4	37.4	37.3	37.1	36.9	36.6	37.0	
愛知県	181.6	41.8	23%	75.6	2.4	0.6	75.5	75.7	75.8	75.6	75.3	75.6	
三重県	61.2	17.0	28%	18.1	3.4 ※	0.9 ※	18.3	18.2	18.1	18.0	17.8	18.1	
滋賀県	67.0	15.8	24%	14.2	4.7 ※	1.1 ※	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	
京都府	51.6	11.8	23%	25.4	2.0	0.5	25.6	25.6	25.5	25.3	25.1	25.4	
大阪府	300.6	65.2	22%	88.4	3.4 ※	0.7	88.6	88.5	88.5	88.4	88.0	88.4	
兵庫県	127.6	31.0	24%	55.4	2.3	0.6	55.9	55.7	55.5	55.2	54.9	55.4	
奈良県	31.4	8.6	27%	13.5	2.3	0.6	13.7	13.6	13.5	13.4	13.4	13.5	
和歌山県	14.4	2.2	15%	9.5	1.5	0.2 ☆	9.8	9.6	9.5	9.4	9.4	9.5	
鳥取県	23.4	3.2	14%	5.6	4.2 ※	0.6	5.7	5.7	5.6	5.6	5.5	5.6	
島根県	18.2	5.4	30% ※	6.8	2.7	0.8	6.9	6.9	6.8	6.7	6.7	6.8	
岡山県	39.4	5.2	13% ☆	19.0	2.1	0.3	19.2	19.1	19.0	18.9	18.8	19.0	
広島県	41.0	7.6	19%	28.2	1.5	0.3	28.5	28.4	28.3	28.1	27.9	28.2	
山口県	34.6	6.2	18%	13.7	2.5	0.5	14.0	13.8	13.7	13.6	13.4	13.7	
徳島県	17.0	4.8	28%	7.4	2.3	0.6	7.6	7.5	7.4	7.4	7.3	7.4	
香川県	40.8	4.0	10% ☆	9.8	4.2 ※	0.4	9.9	9.9	9.8	9.7	9.6	9.8	
愛媛県	16.2	4.0	25%	13.7	1.2 ☆	0.3	13.9	13.8	13.7	13.6	13.4	13.7	
高知県	15.8	3.0	19%	7.1	2.2	0.4	7.3	7.2	7.1	7.0	6.9	7.1	
福岡県	100.6	15.2	15%	51.2	2.0	0.3	51.3	51.3	51.3	51.2	51.1	51.2	
佐賀県	19.8	3.4	17%	8.2	2.4	0.4	8.3	8.3	8.2	8.2	8.1	8.2	
長崎県	41.0	11.8	29%	13.5	3.0	0.9 ※	13.8	13.7	13.5	13.4	13.2	13.5	
熊本県	39.6	10.2	26%	17.7	2.2	0.6	17.9	17.8	17.7	17.6	17.5	17.7	
大分県	34.0	4.4	13% ☆	11.5	3.0	0.4	11.7	11.6	11.5	11.4	11.3	11.5	
宮崎県	36.0	10.2	28%	11.0	3.3	0.9 ※	11.1	11.0	11.0	10.9	10.8	11.0	
鹿児島県	35.8	7.8	22%	16.3	2.2	0.5	16.6	16.4	16.3	16.2	16.1	16.3	
沖縄県	37.2	7.8	21%	14.8	2.5	0.5	14.7	14.8	14.8	14.9	14.9	14.8	
合計	2,762.6	586.8	21%	1,269.7	2.2	0.5	1,277.1	1,274.4	1,271.4	1,266.5	1,259.3	1,269.7	

凡例
 上位5位 ※
 下位5位 ☆
 上位5位 ※
 下位5位 ☆

出典:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)

参考資料 2. 事実確認調査実施状況（都道府県別）

参 2-1 養護者による障害者虐待に関する事実確認調査の状況（表 5）

（1）事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表 1）

②：【事実確認の実施状況（表 5）】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	240	272	311	431	373	1,627	325.4	85%	92%	89%	89%	88%	89%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	33	36	21	39	46	175	35.0	73%	80%	78%	93%	87%	83%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	14	9	15	36	26	100	20.0	88%	90%	71%	92%	70%	81%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	42	85	91	113	114	445	89.0	91%	94%	83%	84%	79%	85%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	13	23	14	12	21	83	16.6	76%	70%	67%	67%	111%	77% ☆	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	21	28	19	28	38	134	26.8	95%	82%	90%	93%	100%	92%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	67	38	58	87	70	320	64.0	97%	100%	98%	96%	93%	96%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	37	44	44	58	47	230	46.0	70%	73%	65%	91%	98%	78%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	34	25	35	37	25	156	31.2	100%	96%	97%	95%	89%	96%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	38	49	37	39	43	206	41.2	70%	75%	79%	83%	74%	76% ☆	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	172	218	224	294	415	1,323	264.6	96%	91%	85%	90%	81%	87%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	230	231	242	257	299	1,259	251.8	82%	85%	84%	86%	88%	85%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	298	288	286	312	349	1,533	306.6	86%	83%	82%	84%	87%	85%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	158	175	204	170	341	1,048	209.6	96%	100%	92%	86%	81%	89%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	95	118	123	143	178	657	131.4	95%	97%	86%	93%	87%	91%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	27	22	42	34	39	164	32.8	75%	65%	81%	85%	78%	77% ☆	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	40	38	57	99	95	329	65.8	98%	95%	97%	97%	104%	99% ※	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	26	34	53	30	34	177	35.4	104%	100%	98%	83%	106%	98% ※	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	18	12	24	32	27	113	22.6	95%	55%	75%	82%	82%	78% ☆	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	73	72	88	93	65	391	78.2	92%	80%	94%	89%	90%	89%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	23	36	53	40	51	203	40.6	79%	95%	88%	89%	84%	87%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	83	98	120	92	112	505	101.0	89%	92%	93%	93%	97%	93%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	310	358	391	321	359	1,739	347.8	91%	86%	87%	68%	68%	79%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	52	63	50	58	61	284	56.8	98%	100%	86%	89%	87%	92%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	138	145	123	130	156	692	138.4	95%	110%	80%	96%	104%	97% ※	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	57	61	80	127	141	466	93.2	93%	91%	98%	91%	89%	92%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	695	1,033	1,102	1,309	1,299	5,438	1,087.6	69%	85%	89%	93%	89%	86%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	147	210	198	309	324	1,188	237.6	84%	90%	81%	72%	85%	81%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	30	31	35	34	22	152	30.4	91%	89%	90%	89%	76%	87%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	25	29	29	38	66	187	37.4	81%	91%	94%	95%	99%	93%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	19	30	29	24	24	126	25.2	90%	94%	97%	92%	86%	92%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	29	29	24	30	25	137	27.4	85%	85%	96%	75%	83%	84%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	45	39	90	112	125	411	82.2	96%	64%	110%	98%	114%	99% ※	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	75	86	101	79	124	465	93.0	80%	91%	82%	72%	87%	83%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	33	45	27	26	30	161	32.2	106%	88%	117%	79%	91%	94%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	8	17	11	19	16	71	14.2	100%	85%	92%	95%	57%	81%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	58	66	46	33	37	240	48.0	89%	84%	96%	94%	71%	86%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	40	43	26	20	27	156	31.2	87%	88%	81%	95%	84%	87%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	21	19	15	19	26	100	20.0	95%	90%	58%	95%	90%	85%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	114	144	151	122	99	630	126.0	88%	92%	89%	80%	80%	86%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	21	50	20	25	25	141	28.2	100%	96%	95%	83%	68%	88%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	26	29	57	50	48	210	42.0	93%	83%	114%	102%	109%	102% ※	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	38	25	42	79	157	341	68.2	72%	71%	70%	84%	97%	84%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	13	13	19	44	53	142	28.4	42%	29%	40%	79%	76%	57% ☆	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	36	56	35	42	93	262	52.4	103%	89%	92%	72%	82%	85%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	29	20	37	65	99	250	50.0	94%	111%	86%	93%	98%	95%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	69	75	103	96	95	438	87.6	93%	93%	84%	93%	84%	89%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	3,910	4,667	5,002	5,687	6,339	25,605	5,121.0	84%	88%	87%	87%	86%	86%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア. 「事実確認調査を行った事例」のうち、法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)
 ②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、立入調査(法第11条)以外の方法により事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②立入調査以外の方法での事実確認調査件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	229	266	309	422	368	1,594	318.8	81%	90%	89%	87%	87%	87%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	30	36	19	38	46	169	33.8	67%	80%	70%	90%	87%	80%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	13	9	12	36	24	94	18.8	81%	90%	57%	92%	65%	76%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	40	82	87	112	114	435	87.0	87%	91%	79%	84%	79%	83%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	12	22	14	12	18	78	15.6	71%	67%	67%	67%	95%	72% ☆	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	21	28	19	26	35	129	25.8	95%	82%	90%	87%	92%	89%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	67	30	53	83	67	300	60.0	97%	79%	90%	91%	89%	90%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	35	40	41	53	44	213	42.6	66%	67%	60%	83%	92%	73% ☆	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	26	22	31	37	21	137	27.4	76%	85%	86%	95%	75%	84%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	38	49	36	39	42	204	40.8	70%	75%	77%	83%	72%	75%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	163	211	219	287	408	1,288	257.6	91%	88%	83%	88%	80%	85%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	227	229	241	247	293	1,237	247.4	80%	84%	84%	82%	87%	84%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	293	280	276	308	345	1,502	300.4	85%	81%	79%	83%	86%	83%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	155	175	203	169	338	1,040	208.0	94%	100%	92%	86%	80%	88%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	93	118	122	142	178	653	130.6	93%	97%	85%	93%	87%	90%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	24	22	42	34	38	160	32.0	67%	65%	81%	85%	76%	75%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	37	29	50	99	95	310	62.0	90%	73%	85%	97%	104%	93% ※	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	26	31	50	30	32	169	33.8	104%	91%	93%	83%	100%	93% ※	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	18	10	24	28	21	101	20.2	95%	45%	75%	72%	64%	70% ☆	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	72	67	81	92	63	375	75.0	91%	74%	86%	88%	88%	85%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	23	34	46	39	49	191	38.2	79%	89%	77%	87%	80%	82%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	83	97	119	92	111	502	100.4	89%	91%	92%	93%	97%	92%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	298	346	389	319	347	1,699	339.8	88%	84%	86%	67%	65%	77%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	52	53	49	57	58	269	53.8	98%	84%	84%	88%	83%	87%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	138	145	123	130	154	690	138.0	95%	110%	80%	96%	103%	96% ※	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	57	61	75	125	141	459	91.8	93%	91%	91%	89%	89%	90%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	693	1,033	1,099	1,307	1,295	5,427	1,085.4	69%	85%	89%	93%	89%	86%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	142	208	194	309	323	1,176	235.2	81%	89%	80%	72%	85%	81%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	22	31	34	32	22	141	28.2	67%	89%	87%	84%	76%	81%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	25	27	27	37	65	181	36.2	81%	84%	87%	93%	97%	90%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	18	28	24	23	24	117	23.4	86%	88%	80%	88%	86%	85%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	29	27	23	29	24	132	26.4	85%	79%	92%	73%	80%	81%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	45	38	89	112	123	407	81.4	96%	62%	109%	98%	112%	98% ※	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	74	86	101	78	121	460	92.0	79%	91%	82%	72%	85%	82%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	33	45	27	26	24	155	31.0	106%	88%	117%	79%	73%	91%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	8	17	11	17	13	66	13.2	100%	85%	92%	85%	46%	75% ☆	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	57	66	45	31	37	236	47.2	88%	84%	94%	89%	71%	85%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	39	41	26	20	27	153	30.6	85%	84%	81%	95%	84%	85%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	21	19	14	19	26	99	19.8	95%	90%	54%	95%	90%	84%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	114	143	147	120	98	622	124.4	88%	92%	87%	78%	79%	85%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	21	50	20	25	23	139	27.8	100%	96%	95%	83%	62%	86%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	26	28	56	50	48	208	41.6	93%	80%	112%	102%	109%	101% ※	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	37	24	38	74	156	329	65.8	70%	69%	63%	79%	96%	81%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	13	13	18	43	52	139	27.8	42%	29%	38%	77%	74%	56% ☆	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	36	54	35	40	93	258	51.6	103%	86%	92%	69%	82%	84%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	28	18	36	63	99	244	48.8	90%	100%	84%	90%	98%	93%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	62	70	96	96	89	413	82.6	84%	86%	78%	93%	79%	84%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	3,813	4,558	4,890	5,607	6,232	25,100	5,020.0	82%	85%	85%	86%	85%	85%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

※②「立入調査以外の方法での事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-1. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査により事実確認調査を行った事例の状況
(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②: 【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査により事実確認を行った事例

	①相談・通報件数							②訪問調査による事実確認件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	84	67	84	53	44	332	66.4	30%	23%	24%	11%	10%	18%	☆
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	16	31	14	27	40	128	25.6	36%	69%	52%	64%	75%	60%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	8	7	4	13	14	46	9.2	50%	70%	19%	33%	38%	37%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	23	34	26	42	45	170	34.0	50%	38%	24%	31%	31%	32%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	6	6	5	7	9	33	6.6	35%	18%	24%	39%	47%	31%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	12	16	12	15	20	75	15.0	55%	47%	57%	50%	53%	52%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	38	22	40	50	52	202	40.4	55%	58%	68%	55%	69%	61%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	23	31	21	22	29	126	25.2	43%	52%	31%	34%	60%	43%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	17	13	26	23	14	93	18.6	50%	50%	72%	59%	50%	57%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	23	29	26	22	31	131	26.2	43%	45%	55%	47%	53%	48%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	89	127	96	116	142	570	114.0	50%	53%	36%	35%	28%	37%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	118	135	165	166	209	793	158.6	42%	49%	57%	55%	62%	54%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	147	162	149	176	172	806	161.2	42%	47%	43%	47%	43%	44%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	78	106	108	62	94	448	89.6	47%	61%	49%	31%	22%	38%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	44	87	65	97	101	394	78.8	44%	71%	45%	63%	50%	55%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	14	13	24	24	30	105	21.0	39%	38%	46%	60%	60%	50%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	26	13	32	59	58	188	37.6	63%	33%	54%	58%	64%	56%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	18	24	39	24	30	135	27.0	72%	71%	72%	67%	94%	75%	※
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	10	7	17	17	13	64	12.8	53%	32%	53%	44%	39%	44%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	49	52	63	66	42	272	54.4	62%	58%	67%	63%	58%	62%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	8	12	22	20	27	89	17.8	28%	32%	37%	44%	44%	38%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	50	67	66	55	68	306	61.2	54%	63%	51%	56%	59%	56%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	144	212	197	161	187	901	180.2	42%	51%	44%	34%	35%	41%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	40	41	30	42	30	183	36.6	75%	65%	52%	65%	43%	59%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	105	109	99	90	110	513	102.6	72%	83%	65%	67%	73%	72%	※
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	35	33	48	82	103	301	60.2	57%	49%	59%	59%	65%	59%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	278	345	334	278	266	1,501	300.2	28%	29%	27%	20%	18%	24%	☆
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	90	117	109	157	156	629	125.8	51%	50%	45%	37%	41%	43%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	10	12	15	14	13	64	12.8	30%	34%	38%	37%	45%	37%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	18	7	12	16	26	79	15.8	58%	22%	39%	40%	39%	39%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	12	19	14	13	14	72	14.4	57%	59%	47%	50%	50%	53%	
鳥根県	34	34	25	40	30	163	32.6	19	19	18	10	13	79	15.8	56%	56%	72%	25%	43%	48%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	16	11	42	39	55	163	32.6	34%	18%	51%	34%	50%	39%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	24	42	52	28	22	168	33.6	26%	44%	42%	26%	15%	30%	☆
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	23	28	15	14	20	100	20.0	74%	55%	65%	42%	61%	58%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	2	10	4	10	8	34	6.8	25%	50%	33%	50%	29%	39%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	39	55	35	22	27	178	35.6	60%	70%	73%	63%	52%	64%	※
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	25	20	15	14	14	88	17.6	54%	41%	47%	67%	44%	49%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	16	17	10	12	19	74	14.8	73%	81%	38%	60%	66%	63%	※
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	58	75	103	66	53	355	71.0	45%	48%	61%	43%	43%	48%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	13	30	9	15	18	85	17.0	62%	58%	43%	50%	49%	53%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	17	17	42	34	34	144	28.8	61%	49%	84%	69%	77%	70%	※
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	25	13	20	10	29	97	19.4	47%	37%	33%	11%	18%	24%	☆
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	5	6	4	13	11	39	7.8	16%	13%	8%	23%	16%	16%	☆
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	35	42	24	20	31	152	30.4	100%	67%	63%	34%	27%	50%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	14	9	23	18	30	94	18.8	45%	50%	53%	26%	30%	36%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	41	39	46	55	50	231	46.2	55%	48%	37%	53%	44%	47%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	2,005	2,389	2,424	2,389	2,623	11,830	2,366.0	43%	45%	42%	36%	36%	40%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「訪問調査による事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

ア-2. 「事実確認調査を行った事例」のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数（表1）
 ②：【事実確認の実施状況（表5）】事実確認調査を行った事例のうち、訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②情報収集のみでの事実確認件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	145	199	225	369	324	1,262	252.4	52%	67%	64%	76%	77%	69%	※
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	14	5	5	11	6	41	8.2	31%	11%	19%	26%	11%	19%	☆
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	5	2	8	23	10	48	9.6	31%	20%	38%	59%	27%	39%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	17	48	61	70	69	265	53.0	37%	53%	55%	52%	48%	51%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	6	16	9	5	9	45	9.0	35%	48%	43%	28%	47%	42%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	9	12	7	11	15	54	10.8	41%	35%	33%	37%	39%	37%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	29	8	13	33	15	98	19.6	42%	21%	22%	36%	20%	30%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	12	9	20	31	15	87	17.4	23%	15%	29%	48%	31%	30%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	9	9	5	14	7	44	8.8	26%	35%	14%	36%	25%	27%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	15	20	10	17	11	73	14.6	28%	31%	21%	36%	19%	27%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	74	84	123	171	266	718	143.6	41%	35%	46%	52%	52%	47%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	109	94	76	81	84	444	88.8	39%	34%	26%	27%	25%	30%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	146	118	127	132	173	696	139.2	42%	34%	36%	36%	43%	38%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	77	69	95	107	244	592	118.4	47%	39%	43%	54%	58%	50%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	49	31	57	45	77	259	51.8	49%	25%	40%	29%	38%	36%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	10	9	18	10	8	55	11.0	28%	26%	35%	25%	16%	26%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	11	16	18	40	37	122	24.4	27%	40%	31%	39%	41%	37%	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	8	7	11	6	2	34	6.8	32%	21%	20%	17%	6%	19%	☆
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	8	3	7	11	8	37	7.4	42%	14%	22%	28%	24%	26%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	23	15	18	26	21	103	20.6	29%	17%	19%	25%	29%	23%	☆
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	15	22	24	19	22	102	20.4	52%	58%	40%	42%	36%	44%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	33	30	53	37	43	196	39.2	35%	28%	41%	37%	37%	36%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	154	134	192	158	160	798	159.6	45%	32%	42%	33%	30%	36%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	12	12	19	15	28	86	17.2	23%	19%	33%	23%	40%	28%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	33	36	24	40	44	177	35.4	23%	27%	16%	30%	29%	25%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	22	28	27	43	38	158	31.6	36%	42%	33%	31%	24%	31%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	415	688	765	1,029	1,029	3,926	785.2	41%	57%	62%	73%	71%	62%	※
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	52	91	85	152	167	547	109.4	30%	39%	35%	36%	44%	37%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	12	19	19	18	9	77	15.4	36%	54%	49%	47%	31%	44%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	7	20	15	21	39	102	20.4	23%	63%	48%	53%	58%	51%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	6	9	10	10	10	45	9.0	29%	28%	33%	38%	36%	33%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	10	8	5	19	11	53	10.6	29%	24%	20%	48%	37%	33%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	29	27	47	73	68	244	48.8	62%	44%	57%	64%	62%	59%	※
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	50	44	49	50	99	292	58.4	53%	46%	40%	46%	70%	52%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	10	17	12	12	4	55	11.0	32%	33%	52%	36%	12%	32%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	6	7	7	7	5	32	6.4	75%	35%	58%	35%	18%	36%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	18	11	10	9	10	58	11.6	28%	14%	21%	26%	19%	21%	☆
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	14	21	11	6	13	65	13.0	30%	43%	34%	29%	41%	36%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	5	2	4	7	7	25	5.0	23%	10%	15%	35%	24%	21%	☆
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	56	68	44	54	45	267	53.4	43%	44%	26%	35%	36%	36%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	8	20	11	10	5	54	10.8	38%	38%	52%	33%	14%	34%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	9	11	14	16	14	64	12.8	32%	31%	28%	33%	32%	31%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	12	11	18	64	127	232	46.4	23%	31%	30%	68%	78%	57%	※
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	8	7	14	30	41	100	20.0	26%	16%	29%	54%	59%	40%	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	1	12	11	20	62	106	21.2	3%	19%	29%	34%	55%	35%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	14	9	13	45	69	150	30.0	45%	50%	30%	64%	68%	57%	※
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	21	31	50	41	39	182	36.4	28%	38%	41%	40%	35%	37%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	1,808	2,169	2,466	3,218	3,609	13,270	2,654.0	39%	41%	43%	49%	49%	45%	

凡例 上位5位 ※
 下位5位 ☆

※②「情報収集のみでの事実確認件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

(2) 事実確認調査を行っていない事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	46	28	39	53	49	215	43.0	16%	9%	11%	11%	12%	12%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	12	8	6	3	7	36	7.2	27%	18%	22%	7%	13%	17%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	2	1	6	5	11	25	5.0	13%	10%	29%	13%	30%	20%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	5	6	19	23	31	84	16.8	11%	7%	17%	17%	22%	16%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	4	10	7	6	0	27	5.4	24%	30%	33%	33%	0%	25%	※
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	1	6	3	2	3	15	3.0	5%	18%	14%	7%	8%	10%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	3	2	2	4	6	17	3.4	4%	5%	3%	4%	8%	5%	☆
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	17	16	27	9	2	71	14.2	32%	27%	40%	14%	4%	24%	※
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	1	0	2	3	4	10	2.0	3%	0%	6%	8%	14%	6%	☆
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	16	16	12	8	15	67	13.4	30%	25%	26%	17%	26%	25%	※
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	19	28	45	38	100	230	46.0	11%	12%	17%	12%	20%	15%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	60	57	55	55	59	286	57.2	21%	21%	19%	18%	17%	19%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	54	65	69	62	61	311	62.2	16%	19%	20%	17%	15%	17%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	15	8	18	28	79	148	29.6	9%	5%	8%	14%	19%	13%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	5	6	24	14	27	76	15.2	5%	5%	17%	9%	13%	11%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	9	12	10	6	11	48	9.6	25%	35%	19%	15%	22%	23%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	3	2	2	3	3	13	2.6	7%	5%	3%	3%	3%	4%	☆
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	0	0	5	8	2	15	3.0	0%	0%	9%	22%	6%	8%	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	1	10	8	7	6	32	6.4	5%	45%	25%	18%	18%	22%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	6	17	6	13	8	50	10.0	8%	19%	6%	13%	11%	11%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	8	4	9	5	12	38	7.6	28%	11%	15%	11%	20%	16%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	15	10	9	7	3	44	8.8	16%	9%	7%	7%	3%	8%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	36	66	64	154	180	500	100.0	11%	16%	14%	32%	34%	23%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	3	7	8	7	14	39	7.8	6%	11%	14%	11%	20%	13%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	9	5	30	33	25	102	20.4	6%	4%	20%	24%	17%	14%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	6	7	4	15	23	55	11.0	10%	10%	5%	11%	14%	11%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	316	188	140	115	177	936	187.2	31%	16%	11%	8%	12%	15%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	33	24	51	120	59	287	57.4	19%	10%	21%	28%	16%	20%	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	4	4	4	7	7	26	5.2	12%	11%	10%	18%	24%	15%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	6	3	2	2	2	15	3.0	19%	9%	6%	5%	3%	7%	☆
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	2	4	5	2	4	17	3.4	10%	13%	17%	8%	14%	12%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	5	7	2	10	6	30	6.0	15%	21%	8%	25%	20%	18%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	5	24	9	13	5	56	11.2	11%	39%	11%	11%	5%	14%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	20	9	22	31	18	100	20.0	21%	9%	18%	28%	13%	18%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	1	6	0	7	5	19	3.8	3%	12%	0%	21%	15%	11%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	1	3	2	4	14	24	4.8	13%	15%	17%	20%	50%	27%	※
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	10	14	3	2	15	44	8.8	15%	18%	6%	6%	29%	16%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	6	6	9	2	5	28	5.6	13%	12%	28%	10%	16%	16%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	1	2	11	1	3	18	3.6	5%	10%	42%	5%	10%	15%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	17	14	21	31	29	112	22.4	13%	9%	12%	20%	23%	15%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	1	2	2	6	13	24	4.8	5%	4%	10%	20%	35%	15%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	4	10	9	7	6	36	7.2	14%	29%	18%	14%	14%	17%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	16	10	21	16	7	70	14.0	30%	29%	35%	17%	4%	17%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	18	32	29	13	17	109	21.8	58%	71%	60%	23%	24%	44%	※
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	5	8	4	16	20	53	10.6	14%	13%	11%	28%	18%	17%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	3	1	6	6	3	19	3.8	10%	6%	14%	9%	3%	7%	☆
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	6	8	21	10	18	63	12.6	8%	10%	17%	10%	16%	13%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	836	776	862	992	1,174	4,640	928.0	18%	15%	15%	15%	16%	16%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

※事実確認調査を行っていない事例件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」(次年度への繰越件数)も含まれる。

ア. 「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	25	12	14	48	46	145	29.0	9%	4%	4%	10%	11%	8%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	12	8	5	3	5	33	6.6	27%	18%	19%	7%	9%	16%	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	2	0	6	5	9	22	4.4	13%	0%	29%	13%	24%	18% ※	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	3	5	16	5	15	44	8.8	7%	6%	15%	4%	10%	8%	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	1	7	1	5	0	14	2.8	6%	21%	5%	28%	0%	13%	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	1	3	0	2	2	8	1.6	5%	9%	0%	7%	5%	6%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	2	1	1	4	3	11	2.2	3%	3%	2%	4%	4%	3% ☆	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	12	11	17	8	2	50	10.0	23%	18%	25%	13%	4%	17%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	1	0	2	1	1	5	1.0	3%	0%	6%	3%	4%	3% ☆	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	9	8	4	5	8	34	6.8	17%	12%	9%	11%	14%	13%	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	8	11	21	26	82	148	29.6	4%	5%	8%	8%	16%	10%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	37	29	26	27	28	147	29.4	13%	11%	9%	9%	8%	10%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	23	32	40	36	36	167	33.4	7%	9%	11%	10%	9%	9%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	11	7	11	24	61	114	22.8	7%	4%	5%	12%	15%	10%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	1	4	20	12	10	47	9.4	1%	3%	14%	8%	5%	7%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	3	11	7	4	8	33	6.6	8%	32%	13%	10%	16%	16%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	1	2	2	0	1	6	1.2	2%	5%	3%	0%	1%	2% ☆	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	0	0	2	8	2	12	2.4	0%	0%	4%	22%	6%	7%	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	1	7	5	7	3	23	4.6	5%	32%	16%	18%	9%	16%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	6	13	3	11	7	40	8.0	8%	14%	3%	11%	10%	9%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	5	3	8	5	11	32	6.4	17%	8%	13%	11%	18%	14%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	13	7	7	7	2	36	7.2	14%	7%	5%	7%	2%	7%	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	33	59	49	145	166	452	90.4	10%	14%	11%	31%	31%	20% ※	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	2	6	7	3	6	24	4.8	4%	10%	12%	5%	9%	8%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	5	3	20	13	12	53	10.6	3%	2%	13%	10%	8%	7%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	2	1	3	11	12	29	5.8	3%	1%	4%	8%	8%	6%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	209	89	80	90	151	619	123.8	21%	7%	6%	6%	10%	10%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	31	17	42	114	57	261	52.2	18%	7%	17%	27%	15%	18% ※	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	4	3	1	6	3	17	3.4	12%	9%	3%	16%	10%	10%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	6	1	1	1	1	10	2.0	19%	3%	3%	3%	1%	5% ☆	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	0	1	5	2	4	12	2.4	0%	3%	17%	8%	14%	9%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	1	5	1	10	4	21	4.2	3%	15%	4%	25%	13%	13%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	2	13	5	7	2	29	5.8	4%	21%	6%	6%	2%	7%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	15	6	14	13	11	59	11.8	16%	6%	11%	12%	8%	10%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	0	1	0	5	3	9	1.8	0%	2%	0%	15%	9%	5%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	1	2	1	4	11	19	3.8	13%	10%	8%	20%	39%	22% ※	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	2	5	2	2	9	20	4.0	3%	6%	4%	6%	17%	7%	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	5	5	8	2	5	25	5.0	11%	10%	25%	10%	16%	14%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	1	1	10	1	0	13	2.6	5%	5%	38%	5%	0%	11%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	13	11	11	25	16	76	15.2	10%	7%	7%	16%	13%	10%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	1	1	1	5	2	10	2.0	5%	2%	5%	17%	5%	6%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	1	9	7	7	6	30	6.0	4%	26%	14%	14%	14%	15%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	10	4	16	15	4	49	9.8	19%	11%	27%	16%	2%	12%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	12	20	29	9	15	85	17.0	39%	44%	60%	16%	21%	34% ※	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	2	2	3	9	17	33	6.6	6%	3%	8%	16%	15%	11%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	2	0	2	2	1	7	1.4	6%	0%	5%	3%	1%	3% ☆	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	3	6	10	2	15	36	7.2	4%	7%	8%	2%	13%	7%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	540	452	546	756	875	3,169	633.8	12%	8%	9%	12%	12%	11%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

イ。「事実確認調査を行っていない事例」のうち、他部署等への引継ぎの状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数(表1)

②：【事実確認の実施状況(表5)】事実確認調査を行っていない事例のうち、他部署等への引継ぎ

	①相談・通報件数							②他部署への引継ぎ件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	281	296	349	483	422	1,831	366.2	18	16	22	3	3	62	12.4	6%	5%	6%	1%	1%	3%	
青森県	45	45	27	42	53	212	42.4	0	0	1	0	1	2	0.4	0%	0%	4%	0%	2%	1% ☆	
岩手県	16	10	21	39	37	123	24.6	0	0	0	0	2	2	0.4	0%	0%	0%	0%	5%	2%	
宮城県	46	90	110	134	144	524	104.8	2	1	3	16	14	36	7.2	4%	1%	3%	12%	10%	7% ※	
秋田県	17	33	21	18	19	108	21.6	3	3	6	1	0	13	2.6	18%	9%	29%	6%	0%	12% ※	
山形県	22	34	21	30	38	145	29.0	0	2	3	0	1	6	1.2	0%	6%	14%	0%	3%	4%	
福島県	69	38	59	91	75	332	66.4	0	1	1	0	3	5	1.0	0%	3%	2%	0%	4%	2%	
茨城県	53	60	68	64	48	293	58.6	5	3	9	0	0	17	3.4	9%	5%	13%	0%	0%	6%	
栃木県	34	26	36	39	28	163	32.6	0	0	0	2	2	4	0.8	0%	0%	0%	5%	7%	2%	
群馬県	54	65	47	47	58	271	54.2	7	8	8	3	6	32	6.4	13%	12%	17%	6%	10%	12% ※	
埼玉県	179	240	265	328	510	1,522	304.4	11	14	21	10	15	71	14.2	6%	6%	8%	3%	3%	5%	
千葉県	282	273	288	300	338	1,481	296.2	9	19	15	16	13	72	14.4	3%	7%	5%	5%	4%	5%	
東京都	346	347	349	371	401	1,814	362.8	24	26	19	17	22	108	21.6	7%	7%	5%	5%	5%	6%	
神奈川県	165	175	221	197	420	1,178	235.6	2	1	4	3	10	20	4.0	1%	1%	2%	2%	2%	2%	
新潟県	100	122	143	153	204	722	144.4	2	1	3	2	7	15	3.0	2%	1%	2%	1%	3%	2%	
富山県	36	34	52	40	50	212	42.4	4	0	3	2	2	11	2.2	11%	0%	6%	5%	4%	5%	
石川県	41	40	59	102	91	333	66.6	0	0	0	0	2	2	0.4	0%	0%	0%	0%	2%	1% ☆	
福井県	25	34	54	36	32	181	36.2	0	0	1	0	0	1	0.2	0%	0%	2%	0%	0%	1% ☆	
山梨県	19	22	32	39	33	145	29.0	0	2	2	0	0	4	0.8	0%	9%	6%	0%	0%	3%	
長野県	79	90	94	104	72	439	87.8	0	2	3	1	1	7	1.4	0%	2%	3%	1%	1%	2%	
岐阜県	29	38	60	45	61	233	46.6	2	1	1	0	0	4	0.8	7%	3%	2%	0%	0%	2%	
静岡県	93	107	129	99	115	543	108.6	1	3	0	0	0	4	0.8	1%	3%	0%	0%	0%	1% ☆	
愛知県	339	414	452	475	531	2,211	442.2	2	5	8	7	7	29	5.8	1%	1%	2%	1%	1%	1%	
三重県	53	63	58	65	70	309	61.8	0	1	0	3	7	11	2.2	0%	2%	0%	5%	10%	4%	
滋賀県	146	132	153	135	150	716	143.2	1	0	0	4	3	8	1.6	1%	0%	0%	3%	2%	1%	
京都府	61	67	82	140	159	509	101.8	0	4	0	0	4	8	1.6	0%	6%	0%	0%	3%	2%	
大阪府	1,009	1,209	1,241	1,404	1,454	6,317	1,263.4	94	98	55	21	14	282	56.4	9%	8%	4%	1%	1%	4%	
兵庫県	175	233	244	427	380	1,459	291.8	0	6	5	1	2	14	2.8	0%	3%	2%	0%	1%	1% ☆	
奈良県	33	35	39	38	29	174	34.8	0	1	1	1	3	6	1.2	0%	3%	3%	3%	10%	3%	
和歌山県	31	32	31	40	67	201	40.2	0	2	1	1	1	5	1.0	0%	6%	3%	3%	1%	2%	
鳥取県	21	32	30	26	28	137	27.4	1	3	0	0	0	4	0.8	5%	9%	0%	0%	0%	3%	
島根県	34	34	25	40	30	163	32.6	1	2	1	0	2	6	1.2	3%	6%	4%	0%	7%	4%	
岡山県	47	61	82	114	110	414	82.8	0	10	4	6	0	20	4.0	0%	16%	5%	5%	0%	5%	
広島県	94	95	123	109	142	563	112.6	4	3	7	18	6	38	7.6	4%	3%	6%	17%	4%	7%	
山口県	31	51	23	33	33	171	34.2	1	2	0	0	0	3	0.6	3%	4%	0%	0%	0%	2%	
徳島県	8	20	12	20	28	88	17.6	0	1	1	0	2	4	0.8	0%	5%	8%	0%	7%	5%	
香川県	65	79	48	35	52	279	55.8	7	7	1	0	5	20	4.0	11%	9%	2%	0%	10%	7% ※	
愛媛県	46	49	32	21	32	180	36.0	1	1	0	0	0	2	0.4	2%	2%	0%	0%	0%	1%	
高知県	22	21	26	20	29	118	23.6	0	0	1	0	1	2	0.4	0%	0%	4%	0%	3%	2%	
福岡県	130	156	169	153	124	732	146.4	4	1	8	3	9	25	5.0	3%	1%	5%	2%	7%	3%	
佐賀県	21	52	21	30	37	161	32.2	0	0	0	0	3	3	0.6	0%	0%	0%	0%	8%	2%	
長崎県	28	35	50	49	44	206	41.2	3	0	1	0	0	4	0.8	11%	0%	2%	0%	0%	2%	
熊本県	53	35	60	94	162	404	80.8	6	5	5	1	3	20	4.0	11%	14%	8%	1%	2%	5%	
大分県	31	45	48	56	70	250	50.0	6	12	0	4	0	22	4.4	19%	27%	0%	7%	0%	9% ※	
宮崎県	35	63	38	58	113	307	61.4	1	5	1	7	1	15	3.0	3%	8%	3%	12%	1%	5%	
鹿児島県	31	18	43	70	101	263	52.6	0	0	3	3	0	6	1.2	0%	0%	7%	4%	0%	2%	
沖縄県	74	81	123	103	113	494	98.8	0	1	7	8	2	18	3.6	0%	1%	6%	8%	2%	4%	
合計	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	29,631	5,926.2	222	273	235	164	179	1,073	214.6	5%	5%	4%	3%	2%	4%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「他部署への引継ぎ件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。

参2-2 市区町村における障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事実確認調査の状況(表36-1)

(1) 事実確認調査を行った事例件数の状況(都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数(表32)

②: 【市区町村における事実確認の状況(表36-1)】事実確認調査を行った事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査件数							②/①					
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	98	105	118	95	125	541	108.2	77%	95%	99%	88%	92%	90%
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	13	24	25	28	21	111	22.2	54%	92%	114%	85%	81%	85%
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	7	8	5	5	9	34	6.8	88%	80%	71%	83%	100%	85%
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	21	12	32	45	43	153	30.6	81%	44%	46%	80%	74%	65% ☆
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	3	3	24	20	15	65	13.0	75%	50%	109%	74%	88%	86%
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	5	7	12	11	20	55	11.0	71%	100%	86%	85%	100%	90%
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	14	14	17	14	21	80	16.0	93%	100%	100%	82%	95%	94%
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	16	17	19	30	44	126	25.2	47%	77%	73%	88%	80%	74%
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	15	17	33	42	36	143	28.6	71%	85%	87%	105%	124%	97% ※
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	34	45	48	45	57	229	45.8	81%	92%	84%	85%	84%	85%
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	113	124	109	114	150	610	122.0	89%	96%	92%	93%	88%	91%
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	125	161	121	121	163	691	138.2	79%	100%	80%	90%	101%	90%
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	190	223	252	265	311	1,241	248.2	84%	82%	91%	86%	95%	88%
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	93	110	124	142	144	613	122.6	82%	91%	93%	83%	90%	88%
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	14	16	47	24	38	139	27.8	88%	73%	142%	86%	95%	100% ※
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	12	18	11	13	19	73	14.6	67%	75%	69%	72%	90%	75%
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	35	22	38	16	9	120	24.0	90%	88%	123%	94%	60%	94%
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	20	22	23	28	25	118	23.6	95%	100%	96%	100%	86%	95% ※
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	9	13	15	21	16	74	14.8	75%	76%	75%	68%	94%	76%
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	67	49	47	44	62	269	53.8	110%	83%	72%	85%	100%	90%
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	19	26	22	22	21	110	22.0	58%	62%	63%	73%	58%	63% ☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	38	40	36	58	55	227	45.4	97%	87%	61%	97%	95%	87%
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	95	137	151	170	177	730	146.0	89%	87%	99%	85%	61%	80%
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	37	79	63	51	58	288	57.6	90%	100%	90%	98%	91%	94%
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	49	61	53	46	76	285	57.0	107%	103%	64%	75%	88%	85%
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	53	68	37	54	38	250	50.0	87%	111%	109%	95%	84%	97% ※
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	223	239	314	307	258	1,341	268.2	84%	87%	102%	95%	78%	89%
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	82	111	119	109	141	562	112.4	73%	83%	98%	87%	97%	88%
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	21	32	33	18	33	137	27.4	95%	94%	85%	69%	92%	87%
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	3	10	9	16	17	55	11.0	50%	67%	75%	73%	100%	76%
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	21	9	19	23	14	86	17.2	91%	50%	59%	85%	82%	74%
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	15	15	17	23	14	84	16.8	107%	83%	94%	85%	100%	92%
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	23	24	21	40	62	170	34.0	88%	71%	70%	95%	95%	86%
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	27	29	27	23	50	156	31.2	79%	81%	69%	77%	76%	76%
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	39	34	29	27	40	169	33.8	105%	92%	107%	87%	98%	98% ※
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	20	6	11	17	19	73	14.6	95%	75%	73%	100%	79%	86%
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	30	33	43	44	29	179	35.8	88%	89%	93%	96%	71%	88%
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	20	16	16	10	14	76	15.2	100%	100%	100%	71%	93%	94%
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	17	20	5	8	9	59	11.8	94%	83%	50%	73%	56%	75%
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	58	70	66	83	89	366	73.2	57%	89%	67%	75%	78%	73% ☆
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	9	7	5	3	7	31	6.2	53%	33%	28%	21%	24%	31% ☆
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	27	35	35	24	22	143	28.6	75%	73%	78%	63%	58%	70% ☆
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	32	29	24	36	24	145	29.0	78%	60%	62%	82%	92%	73%
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	10	26	18	39	33	126	25.2	38%	68%	67%	95%	87%	74%
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	23	31	49	14	34	151	30.2	92%	76%	98%	64%	81%	84%
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	26	25	25	53	29	158	31.6	100%	81%	81%	91%	88%	88%
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	31	22	38	34	27	152	30.4	84%	79%	84%	83%	77%	82%
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	1,952	2,244	2,405	2,475	2,718	11,794	2,358.8	82%	86%	87%	86%	85%	85%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ア。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められた事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められた事例

	①相談・通報件数								②虐待が認められた事例								②/①					
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値		
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	13	20	26	24	31	114	22.8	10%	18%	22%	22%	23%	19%		
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	3	11	10	12	9	45	9.0	13%	42%	45%	36%	35%	34% ※		
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	1	6	0	3	5	15	3.0	13%	60%	0%	50%	56%	38% ※		
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	7	5	12	12	8	44	8.8	27%	19%	17%	21%	14%	19%		
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	1	0	6	6	7	20	4.0	25%	0%	27%	22%	41%	26%		
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	3	5	3	7	19	3.8	14%	43%	36%	23%	35%	31% ※		
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	5	6	8	3	6	28	5.6	33%	43%	47%	18%	27%	33% ※		
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	1	0	1	8	18	28	5.6	3%	0%	4%	24%	33%	16%		
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	1	5	11	8	15	40	8.0	5%	25%	29%	20%	52%	27%		
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	6	13	13	10	13	55	11.0	14%	27%	23%	19%	19%	20%		
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	32	38	27	36	44	177	35.4	25%	29%	23%	29%	26%	26%		
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	39	50	38	44	43	214	42.8	25%	31%	25%	33%	27%	28%		
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	47	68	53	82	84	334	66.8	21%	25%	19%	27%	26%	24%		
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	32	27	35	45	40	179	35.8	28%	22%	26%	26%	25%	26%		
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	1	5	8	3	9	26	5.2	6%	23%	24%	11%	23%	19%		
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	6	4	6	1	5	22	4.4	33%	17%	38%	6%	24%	23%		
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	3	6	10	7	4	30	6.0	8%	24%	32%	41%	27%	24%		
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	5	4	4	12	5	30	6.0	24%	18%	17%	43%	17%	24%		
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	1	3	2	7	5	18	3.6	8%	18%	10%	23%	29%	19%		
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	20	18	7	13	16	74	14.8	33%	31%	11%	25%	26%	25%		
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	3	6	1	5	5	20	4.0	9%	14%	3%	17%	14%	11% ☆		
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	14	11	6	13	24	68	13.6	36%	24%	10%	22%	41%	26%		
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	31	48	41	56	60	236	47.2	29%	31%	27%	28%	21%	26%		
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	18	24	18	17	13	90	18.0	44%	30%	26%	33%	20%	29%		
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	16	28	17	19	23	103	20.6	35%	47%	20%	31%	27%	31%		
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	6	20	6	11	16	59	11.8	10%	33%	18%	19%	36%	23%		
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	62	67	86	80	63	358	71.6	23%	24%	28%	25%	19%	24%		
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	26	39	30	33	31	159	31.8	23%	29%	25%	26%	21%	25%		
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	8	7	10	12	9	46	9.2	36%	21%	26%	46%	25%	29%		
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	1	4	0	4	3	12	2.4	17%	27%	0%	18%	18%	17%		
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	5	6	3	5	3	22	4.4	22%	33%	9%	19%	18%	19%		
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	4	8	3	8	5	28	5.6	29%	44%	17%	30%	36%	31% ※		
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	6	5	3	3	11	28	5.6	23%	15%	10%	7%	17%	14% ☆		
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	8	5	4	5	13	35	7.0	24%	14%	10%	17%	20%	17%		
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	7	7	4	7	14	39	7.8	19%	19%	15%	23%	34%	23%		
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	3	1	2	10	7	23	4.6	14%	13%	13%	59%	29%	27%		
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	2	6	1	4	1	14	2.8	6%	16%	2%	9%	2%	7% ☆		
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	3	5	3	2	5	18	3.6	15%	31%	19%	14%	33%	22%		
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	6	8	1	1	1	17	3.4	33%	33%	10%	9%	6%	22%		
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	16	18	18	17	13	82	16.4	16%	23%	18%	15%	11%	16%		
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	2	1	1	0	0	4	0.8	12%	5%	6%	0%	0%	4% ☆		
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	7	18	16	10	6	57	11.4	19%	38%	36%	26%	16%	28%		
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	8	10	4	13	8	43	8.6	20%	21%	10%	30%	31%	22%		
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	1	5	4	3	9	22	4.4	4%	13%	15%	7%	24%	13% ☆		
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	5	6	27	2	10	50	10.0	20%	15%	54%	9%	24%	28%		
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	6	4	7	12	11	40	8.0	23%	13%	23%	21%	33%	22%		
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	3	13	15	10	10	51	10.2	8%	46%	33%	24%	29%	27%		
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	502	672	613	701	748	3,236	647.2	21%	26%	22%	24%	23%	23%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められた事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められた事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※市区町村における事実確認調査は、同一事例に対して複数の市区町村が事実確認調査を実施した事例も含まれている。また、虐待の事実が認められた際に他の都道府県に報告する場合があるため、参1-2「虐待判断事例件数」と異なる場合がある。

イ。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実が認められなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実が認められなかった事例

	①相談・通報件数								②虐待が認められなかった事例								②/①					
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値		
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	34	41	31	41	48	195	39.0	27%	37%	26%	38%	35%	32%		
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	6	9	11	6	6	38	7.6	25%	35%	50%	18%	23%	29%		
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	5	2	4	1	2	14	2.8	63%	20%	57%	17%	22%	35%		
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	8	1	15	7	10	41	8.2	31%	4%	21%	13%	17%	17% ☆		
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	0	2	7	8	1	18	3.6	0%	33%	32%	30%	6%	24%		
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	3	3	5	7	4	22	4.4	43%	43%	36%	54%	20%	36%		
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	8	7	7	7	12	41	8.2	53%	50%	41%	41%	55%	48% ※		
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	9	6	6	8	15	44	8.8	26%	27%	23%	24%	27%	26%		
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	10	10	14	15	8	57	11.4	48%	50%	37%	38%	28%	39%		
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	21	17	19	12	23	92	18.4	50%	35%	33%	23%	34%	34%		
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	43	53	45	39	52	232	46.4	34%	41%	38%	32%	30%	35%		
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	46	62	54	38	56	256	51.2	29%	39%	36%	28%	35%	33%		
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	81	81	125	86	80	453	90.6	36%	30%	45%	28%	24%	32%		
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	41	62	51	33	46	233	46.6	36%	51%	38%	19%	29%	33%		
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	6	7	34	13	9	69	13.8	38%	32%	103%	46%	23%	50% ※		
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	4	14	4	3	6	31	6.2	22%	58%	25%	17%	29%	32%		
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	15	5	12	6	2	40	8.0	38%	20%	39%	35%	13%	31%		
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	9	14	14	9	8	54	10.8	43%	64%	58%	32%	28%	44%		
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	3	7	6	11	7	34	6.8	25%	41%	30%	35%	41%	35%		
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	26	17	27	15	28	113	22.6	43%	29%	42%	29%	45%	38%		
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	12	19	10	13	9	63	12.6	36%	45%	29%	43%	25%	36%		
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	12	11	21	28	11	83	16.6	31%	24%	36%	47%	19%	32%		
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	41	60	88	70	74	333	66.6	38%	38%	58%	35%	25%	37%		
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	13	40	38	12	24	127	25.4	32%	51%	54%	23%	38%	42%		
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	29	25	22	22	34	132	26.4	63%	42%	27%	36%	40%	39%		
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	32	28	20	12	4	96	19.2	52%	46%	59%	21%	9%	37%		
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	138	149	191	163	135	776	155.2	52%	54%	62%	51%	41%	52% ※		
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	25	50	74	30	36	215	43.0	22%	38%	61%	24%	25%	34%		
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	6	11	11	4	18	50	10.0	27%	32%	28%	15%	50%	32%		
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	0	2	2	5	7	16	3.2	0%	13%	17%	23%	41%	22%		
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	11	3	12	10	8	44	8.8	48%	17%	38%	37%	47%	38%		
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	6	2	10	7	4	29	5.8	43%	11%	56%	26%	29%	32%		
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	8	3	6	8	6	31	6.2	31%	9%	20%	19%	9%	16% ☆		
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	8	13	11	6	20	58	11.6	24%	36%	28%	20%	30%	28%		
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	22	21	20	9	9	81	16.2	59%	57%	74%	29%	22%	47% ※		
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	7	2	2	1	1	13	2.6	33%	25%	13%	6%	4%	15% ☆		
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	17	14	25	23	7	86	17.2	50%	38%	54%	50%	17%	42%		
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	7	11	11	2	6	37	7.4	35%	69%	69%	14%	40%	46%		
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	6	6	3	1	5	21	4.2	33%	25%	30%	9%	31%	27%		
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	25	33	31	33	34	156	31.2	25%	42%	32%	30%	30%	31%		
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	1	3	1	0	2	7	1.4	6%	14%	6%	0%	7%	7% ☆		
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	4	8	6	3	10	31	6.2	11%	17%	13%	8%	26%	15% ☆		
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	18	10	8	11	9	56	11.2	44%	21%	21%	25%	35%	28%		
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	7	16	12	34	16	85	17.0	27%	42%	44%	83%	42%	50% ※		
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	10	21	8	1	14	54	10.8	40%	51%	16%	5%	33%	30%		
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	9	7	12	15	8	51	10.2	35%	23%	39%	26%	24%	28%		
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	10	3	16	11	9	49	9.8	27%	11%	36%	27%	26%	26%		
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	862	991	1,162	899	943	4,857	971.4	36%	38%	42%	31%	29%	35%		

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待が認められなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待が認められなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

ウ。「事実確認調査を行った事例」のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況（表36-1）】事実確認調査を行った事例のうち、虐待の事実の判断に至らなかった事例

	①相談・通報件数							②虐待の判断に至らなかった事例							②/①					
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年合計	5ヶ年平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年平均値
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	51	44	61	30	46	232	46.4	40%	40%	51%	28%	34%	39% ※
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	4	4	4	10	6	28	5.6	17%	15%	18%	30%	23%	21%
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	1	0	1	1	2	5	1.0	13%	0%	14%	17%	22%	13% ☆
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	6	6	5	26	25	68	13.6	23%	22%	7%	46%	43%	29%
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	2	1	11	6	7	27	5.4	50%	17%	50%	22%	41%	36%
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	1	2	1	9	14	2.8	14%	14%	14%	8%	45%	23%
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	1	1	2	4	3	11	2.2	7%	7%	12%	24%	14%	13% ☆
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	6	11	12	14	11	54	10.8	18%	50%	46%	41%	20%	32%
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	4	2	8	19	13	46	9.2	19%	10%	21%	48%	45%	31%
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	7	15	16	23	21	82	16.4	17%	31%	28%	43%	31%	30%
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	38	33	37	39	54	201	40.2	30%	26%	31%	32%	32%	30%
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	40	49	29	39	64	221	44.2	25%	30%	19%	29%	40%	29%
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	62	74	74	97	147	454	90.8	27%	27%	27%	32%	45%	32%
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	20	21	38	64	58	201	40.2	18%	17%	29%	37%	36%	29%
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	7	4	5	8	20	44	8.8	44%	18%	15%	29%	50%	32%
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	2	0	1	9	8	20	4.0	11%	0%	6%	50%	38%	21%
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	17	11	16	3	3	50	10.0	44%	44%	52%	18%	20%	39% ※
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	6	4	5	7	12	34	6.8	29%	18%	21%	25%	41%	27%
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	5	3	7	3	4	22	4.4	42%	18%	35%	10%	24%	23%
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	21	14	13	16	18	82	16.4	34%	24%	20%	31%	29%	27%
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	4	1	11	4	7	27	5.4	12%	2%	31%	13%	19%	15%
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	12	18	9	17	20	76	15.2	31%	39%	15%	28%	34%	29%
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	23	29	22	44	43	161	32.2	21%	18%	14%	22%	15%	18%
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	6	15	7	22	21	71	14.2	15%	19%	10%	42%	33%	23%
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	4	8	14	5	19	50	10.0	9%	14%	17%	8%	22%	15% ☆
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	15	20	11	31	18	95	19.0	25%	33%	32%	54%	40%	37%
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	23	23	37	64	60	207	41.4	9%	8%	12%	20%	18%	14% ☆
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	31	22	15	46	74	188	37.6	27%	17%	12%	37%	51%	29%
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	7	14	12	2	6	41	8.2	32%	41%	31%	8%	17%	26%
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	2	4	7	7	7	27	5.4	33%	27%	58%	32%	41%	38%
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	5	0	4	8	3	20	4.0	22%	0%	13%	30%	18%	17%
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	5	5	4	8	5	27	5.4	36%	28%	22%	30%	36%	30%
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	9	16	12	29	45	111	22.2	35%	47%	40%	69%	69%	56% ※
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	11	11	12	12	17	63	12.6	32%	31%	31%	40%	26%	31%
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	10	6	5	11	17	49	9.8	27%	16%	19%	35%	41%	28%
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	10	3	7	6	11	37	7.4	48%	38%	47%	35%	46%	44% ※
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	11	13	17	17	21	79	15.8	32%	35%	37%	37%	51%	39% ※
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	10	0	2	6	3	21	4.2	50%	0%	13%	43%	20%	26%
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	5	6	1	6	3	21	4.2	28%	25%	10%	55%	19%	27%
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	17	19	17	33	42	128	25.6	17%	24%	17%	30%	37%	25%
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	6	3	3	3	5	20	4.0	35%	14%	17%	21%	17%	20%
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	16	9	13	11	6	55	11.0	44%	19%	29%	29%	16%	27%
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	6	9	12	12	7	46	9.2	15%	19%	31%	27%	27%	23%
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	2	5	2	2	8	19	3.8	8%	13%	7%	5%	21%	11% ☆
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	8	4	14	11	10	47	9.4	32%	10%	28%	50%	24%	26%
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	11	14	6	26	10	67	13.4	42%	45%	19%	45%	30%	37%
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	18	6	7	13	8	52	10.4	49%	21%	16%	32%	23%	28%
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	588	581	630	875	1,027	3,701	740.2	25%	22%	23%	31%	32%	27%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「虐待の判断に至らなかった事例」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「虐待の判断に至らなかった事例」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

(2) 事実確認調査を行っていない事例件数の状況 (都道府県別)

データ ①: 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数 (表32)

②: 【市区町村における事実確認の状況 (表36-1)】事実確認調査を行っていない事例

	①相談・通報件数							②事実確認調査を行っていない件数							②/①					
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	33	14	7	16	18	88	17.6	26%	13%	6%	15%	13%	15%
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	14	6	1	5	5	31	6.2	58%	23%	5%	15%	19%	24%
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	2	0	0	1	0	3	0.6	25%	0%	0%	17%	0%	8%
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	5	16	37	11	15	84	16.8	19%	59%	53%	20%	26%	35% ※
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	0	3	0	7	3	13	2.6	0%	50%	0%	26%	18%	17%
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	0	2	1	0	4	0.8	14%	0%	14%	8%	0%	7%
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	0	0	0	3	1	4	0.8	0%	0%	0%	18%	5%	5% ☆
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	10	5	7	2	11	35	7.0	29%	23%	27%	6%	20%	20%
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	3	3	3	2	3	14	2.8	14%	15%	8%	5%	10%	9%
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	7	4	9	8	15	43	8.6	17%	8%	16%	15%	22%	16%
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	11	11	17	14	24	77	15.4	9%	9%	14%	11%	14%	12%
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	48	31	33	20	25	157	31.4	30%	19%	22%	15%	16%	20%
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	51	68	41	62	35	257	51.4	22%	25%	15%	20%	11%	18%
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	16	11	10	30	17	84	16.8	14%	9%	8%	18%	11%	12%
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	2	4	3	4	2	15	3.0	13%	18%	9%	14%	5%	11%
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	4	1	2	5	3	15	3.0	22%	4%	13%	28%	14%	15%
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	4	3	3	1	4	15	3.0	10%	12%	10%	6%	27%	12%
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	1	1	1	1	4	8	1.6	5%	5%	4%	4%	14%	6% ☆
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	0	3	2	3	1	9	1.8	0%	18%	10%	10%	6%	9%
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	2	5	11	5	2	25	5.0	3%	8%	17%	10%	3%	8%
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	1	3	3	0	3	10	2.0	3%	7%	9%	0%	8%	6% ☆
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	2	6	19	3	4	34	6.8	5%	13%	32%	5%	7%	13%
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	13	20	4	30	128	195	39.0	12%	13%	3%	15%	44%	21%
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	5	1	10	3	7	26	5.2	12%	1%	14%	6%	11%	8%
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	3	0	30	16	14	63	12.6	7%	0%	36%	26%	16%	19%
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	5	3	1	5	10	24	4.8	8%	5%	3%	9%	22%	9%
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	53	45	27	38	82	245	49.0	20%	16%	9%	12%	25%	16%
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	36	28	6	17	8	95	19.0	32%	21%	5%	13%	6%	15%
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	1	2	4	7	4	18	3.6	5%	6%	10%	27%	11%	11%
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	3	4	1	4	0	12	2.4	50%	27%	8%	18%	0%	17%
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	3	8	13	4	4	32	6.4	13%	44%	41%	15%	24%	27% ※
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	2	3	3	4	0	12	2.4	14%	17%	17%	15%	0%	13%
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	3	10	8	5	6	32	6.4	12%	29%	27%	12%	9%	16%
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	7	8	12	7	16	50	10.0	21%	22%	31%	23%	24%	24% ※
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	5	5	2	4	3	19	3.8	14%	14%	7%	13%	7%	11%
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	1	2	4	0	5	12	2.4	5%	25%	27%	0%	21%	14%
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	1	5	3	2	13	24	4.8	3%	14%	7%	4%	32%	12%
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	0	0	0	3	0	3	0.6	0%	0%	0%	21%	0%	4% ☆
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	1	4	5	3	5	18	3.6	6%	17%	50%	27%	31%	23%
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	48	19	29	27	23	146	29.2	47%	24%	30%	25%	20%	29% ※
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	0	2	0	0	2	4	0.8	0%	10%	0%	0%	7%	4% ☆
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	5	6	5	14	15	45	9.0	14%	13%	11%	37%	39%	22%
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	4	6	7	10	1	28	5.6	10%	13%	18%	23%	4%	14%
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	14	12	9	3	6	44	8.8	54%	32%	33%	7%	16%	26% ※
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	4	11	3	9	8	35	7.0	16%	27%	6%	41%	19%	19%
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	3	5	6	10	5	29	5.8	12%	16%	19%	17%	15%	16%
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	5	5	9	8	8	35	7.0	14%	18%	20%	20%	23%	19%
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	442	412	412	437	568	2,271	454.2	19%	16%	15%	15%	18%	16%

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「事実確認調査を行っていない件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「事実確認調査を行っていない件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。

※事実確認調査を行っていない件数には、「後日調査を予定または要否の検討中の件数」(次年度への繰越件数)や「都道府県へ事実確認調査を依頼した件数」も含まれる。

◆「事実確認調査を行っていない事例」のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例の状況（都道府県別）

データ ①：都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数（表32）

②：【市区町村における事実確認の状況】事実確認調査を行っていない事例のうち、相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例

	①相談・通報件数							②調査不要と判断した件数							②/①						
	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 合計	5ヶ年 平均値	H29	H30	R01	R02	R03	5ヶ年 平均値	
北海道	128	111	119	108	136	602	120.4	24	4	4	4	6	42	8.4	19%	4%	3%	4%	4%	7%	
青森県	24	26	22	33	26	131	26.2	9	2	0	0	3	14	2.8	38%	8%	0%	0%	12%	11%	
岩手県	8	10	7	6	9	40	8.0	2	0	0	0	0	2	0.4	25%	0%	0%	0%	0%	5%	
宮城県	26	27	70	56	58	237	47.4	0	12	26	4	14	56	11.2	0%	44%	37%	7%	24%	24% ※	
秋田県	4	6	22	27	17	76	15.2	0	1	0	7	2	10	2.0	0%	17%	0%	26%	12%	13%	
山形県	7	7	14	13	20	61	12.2	1	0	1	1	0	3	0.6	14%	0%	7%	8%	0%	5%	
福島県	15	14	17	17	22	85	17.0	0	0	0	1	1	2	0.4	0%	0%	0%	6%	5%	2% ☆	
茨城県	34	22	26	34	55	171	34.2	2	0	2	1	8	13	2.6	6%	0%	8%	3%	15%	8%	
栃木県	21	20	38	40	29	148	29.6	1	2	1	0	1	5	1.0	5%	10%	3%	0%	3%	3%	
群馬県	42	49	57	53	68	269	53.8	7	2	5	7	13	34	6.8	17%	4%	9%	13%	19%	13%	
埼玉県	127	129	118	123	171	668	133.6	4	2	5	3	23	37	7.4	3%	2%	4%	2%	13%	6%	
千葉県	159	161	152	134	161	767	153.4	11	14	7	11	14	57	11.4	7%	9%	5%	8%	9%	7%	
東京都	227	271	276	307	329	1,410	282.0	27	37	13	36	18	131	26.2	12%	14%	5%	12%	5%	9%	
神奈川県	113	121	133	171	160	698	139.6	8	8	5	17	7	45	9.0	7%	7%	4%	10%	4%	6%	
新潟県	16	22	33	28	40	139	27.8	0	3	2	3	2	10	2.0	0%	14%	6%	11%	5%	7%	
富山県	18	24	16	18	21	97	19.4	2	0	2	0	1	5	1.0	11%	0%	13%	0%	5%	5%	
石川県	39	25	31	17	15	127	25.4	1	0	2	1	2	6	1.2	3%	0%	6%	6%	13%	5%	
福井県	21	22	24	28	29	124	24.8	0	1	0	0	3	4	0.8	0%	5%	0%	0%	10%	3%	
山梨県	12	17	20	31	17	97	19.4	0	2	0	3	0	5	1.0	0%	12%	0%	10%	0%	5%	
長野県	61	59	65	52	62	299	59.8	2	4	2	4	1	13	2.6	3%	7%	3%	8%	2%	4%	
岐阜県	33	42	35	30	36	176	35.2	0	2	0	0	1	3	0.6	0%	5%	0%	0%	3%	2% ☆	
静岡県	39	46	59	60	58	262	52.4	1	3	17	1	1	23	4.6	3%	7%	29%	2%	2%	9%	
愛知県	107	157	153	200	291	908	181.6	7	13	2	25	108	155	31.0	7%	8%	1%	13%	37%	17% ※	
三重県	41	79	70	52	64	306	61.2	2	0	3	2	3	10	2.0	5%	0%	4%	4%	5%	3%	
滋賀県	46	59	83	61	86	335	67.0	0	0	16	3	1	20	4.0	0%	0%	19%	5%	1%	6%	
京都府	61	61	34	57	45	258	51.6	0	2	0	1	2	5	1.0	0%	3%	0%	2%	4%	2% ☆	
大阪府	267	274	309	322	331	1,503	300.6	20	9	6	17	11	63	12.6	7%	3%	2%	5%	3%	4%	
兵庫県	113	133	121	126	145	638	127.6	26	21	4	10	3	64	12.8	23%	16%	3%	8%	2%	10%	
奈良県	22	34	39	26	36	157	31.4	1	1	1	3	1	7	1.4	5%	3%	3%	12%	3%	4%	
和歌山県	6	15	12	22	17	72	14.4	2	0	0	0	0	2	0.4	33%	0%	0%	0%	0%	3%	
鳥取県	23	18	32	27	17	117	23.4	1	1	13	3	1	19	3.8	4%	6%	41%	11%	6%	16%	
島根県	14	18	18	27	14	91	18.2	1	1	2	3	0	7	1.4	7%	6%	11%	11%	0%	8%	
岡山県	26	34	30	42	65	197	39.4	2	7	4	1	4	18	3.6	8%	21%	13%	2%	6%	9%	
広島県	34	36	39	30	66	205	41.0	6	5	5	7	14	37	7.4	18%	14%	13%	23%	21%	18% ※	
山口県	37	37	27	31	41	173	34.6	1	1	1	1	1	5	1.0	3%	3%	4%	3%	2%	3%	
徳島県	21	8	15	17	24	85	17.0	0	0	0	0	4	4	0.8	0%	0%	0%	0%	17%	5%	
香川県	34	37	46	46	41	204	40.8	1	5	3	2	7	18	3.6	3%	14%	7%	4%	17%	9%	
愛媛県	20	16	16	14	15	81	16.2	0	0	0	1	0	1	0.2	0%	0%	0%	7%	0%	1% ☆	
高知県	18	24	10	11	16	79	15.8	0	0	0	1	3	4	0.8	0%	0%	0%	9%	19%	5%	
福岡県	102	79	98	110	114	503	100.6	27	14	19	21	13	94	18.8	26%	18%	19%	19%	11%	19% ※	
佐賀県	17	21	18	14	29	99	19.8	0	1	0	0	0	1	0.2	0%	5%	0%	0%	0%	1% ☆	
長崎県	36	48	45	38	38	205	41.0	1	3	2	13	12	31	6.2	3%	6%	4%	34%	32%	15%	
熊本県	41	48	39	44	26	198	39.6	2	2	4	5	1	14	2.8	5%	4%	10%	11%	4%	7%	
大分県	26	38	27	41	38	170	34.0	14	12	8	3	3	40	8.0	54%	32%	30%	7%	8%	24% ※	
宮崎県	25	41	50	22	42	180	36.0	1	4	1	7	5	18	3.6	4%	10%	2%	32%	12%	10%	
鹿児島県	26	31	31	58	33	179	35.8	0	1	0	10	5	16	3.2	0%	3%	0%	17%	15%	9%	
沖縄県	37	28	45	41	35	186	37.2	1	0	4	5	4	14	2.8	3%	0%	9%	12%	11%	8%	
合計	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	13,813	2,762.6	218	202	192	248	327	1,187	237.4	9%	8%	7%	9%	10%	9%	

凡例 上位5位 ※
下位5位 ☆

※②「調査不要と判断した件数」は前年度に相談・通報を受け付け、翌年度へ調査・判断を繰越した件数も含まれるため、各年の割合は参考値である。また、都道府県で相談・通報・届出を受け付けた事例のうち、都道府県が対応した事例は②「調査不要と判断した件数」には含まれていないため、都道府県が対応した事例が多い自治体は割合が低くなる。